

# 予算・決算特別委員会

令和4年10月11日

## 1 議案審査

(1) 議案第41号 令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

## 予算・決算特別委員会 追加資料一覧

資料番号	件名
1	文化財保存活用計画に関して
2	ちよだアートスクエアに関して
3	外神田一丁目南部地区のオープンハウス型説明会について(万世会館) 参画のフェーズについて
4	個人情報保護に関して
5	神田警察通り沿道工事に関するアンケートに関して
6	外神田一丁目南部地区のオープンハウス型説明会について(万世会館) 実施方法、住民からの意見聴取内容について
7	麴町仮住宅に関して
8	神田警察通り沿道工事に関して

# 江戸城外堀跡保存活用計画策定について

予算・決算特別委員会  
追加資料 1-1

- 1 令和3・4年度の実施内容(関係3区…千代田区、港区、新宿区)
  - (1) 令和3年10月26日 関係3区会議開催
  - (2) 令和4年2月9日 関係3区会議開催
  - (3) 令和4年6月23日 関係3区事務担当者会議開催
  - (4) 令和4年7月6日 関係3区事務担当者会議開催
  - (5) 令和4年7月27日 関係3区事務担当者会議開催
  - (6) 令和4年8月4日 関係3区会議開催
  - (7) 令和4年10月 関係3区(千代田区、港区、新宿区)会議開催(予定)
  - (8) 令和4年10月～ 関係3区協定書の締結、委員会設置要綱の確定、委員会の開催(予定)
- 2 令和3年度決算額 4,499,000円(史跡江戸城外堀保存活用計画策定支援 4,499,000円)
- 3 令和4年度予算額 6,938,000円(史跡江戸城外堀保存活用計画策定支援 6,446,000円、委員会謝礼等 492,000円)
- 4 事業実施スケジュール(予定)

計画概要	令和3年度			令和4(2022)年度												令和5(2023)年度												令和6(2024)年度												
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月										
主な内容 【R3】 関係3区による協議(計画全般に渡る検討) 【R4】 関係3区による協議(協定、要綱、計画策定委員会の検討) 【R5】 委員会の開催、計画内容の検討 【R6】 委員会の開催、調査・報告書のまとめ、計画策定、申請、調査の実施・まとめ	庁内調整、関係3区協定書の締結、計画策定委員の選定、業務委託内容の検討等			計画策定委員会の開催(1回程度)												計画策定委員会の開催(4回程度)												計画策定委員会の開催(4回程度)									保存活用計画策定			文化庁提出
庁内調整、関係3区との調整																																								
東京都・文化庁との協議																																								

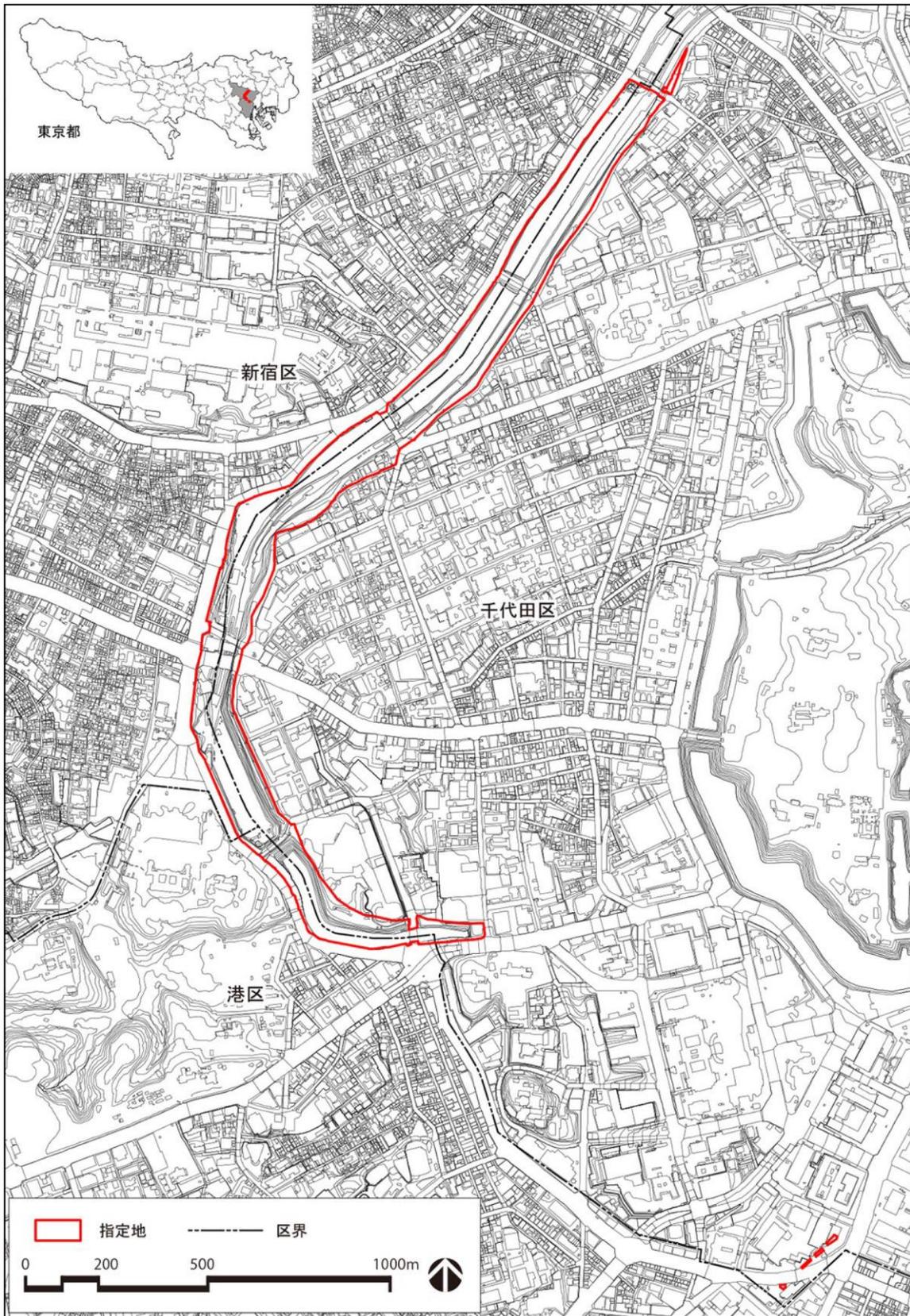


自然条件	
水面	15 - 20m
標高	20 - 25m
0m未満	25 - 30m
0 - 5m	30 - 35m
5 - 10m	35 - 40m
10 - 15m	40 - 45m

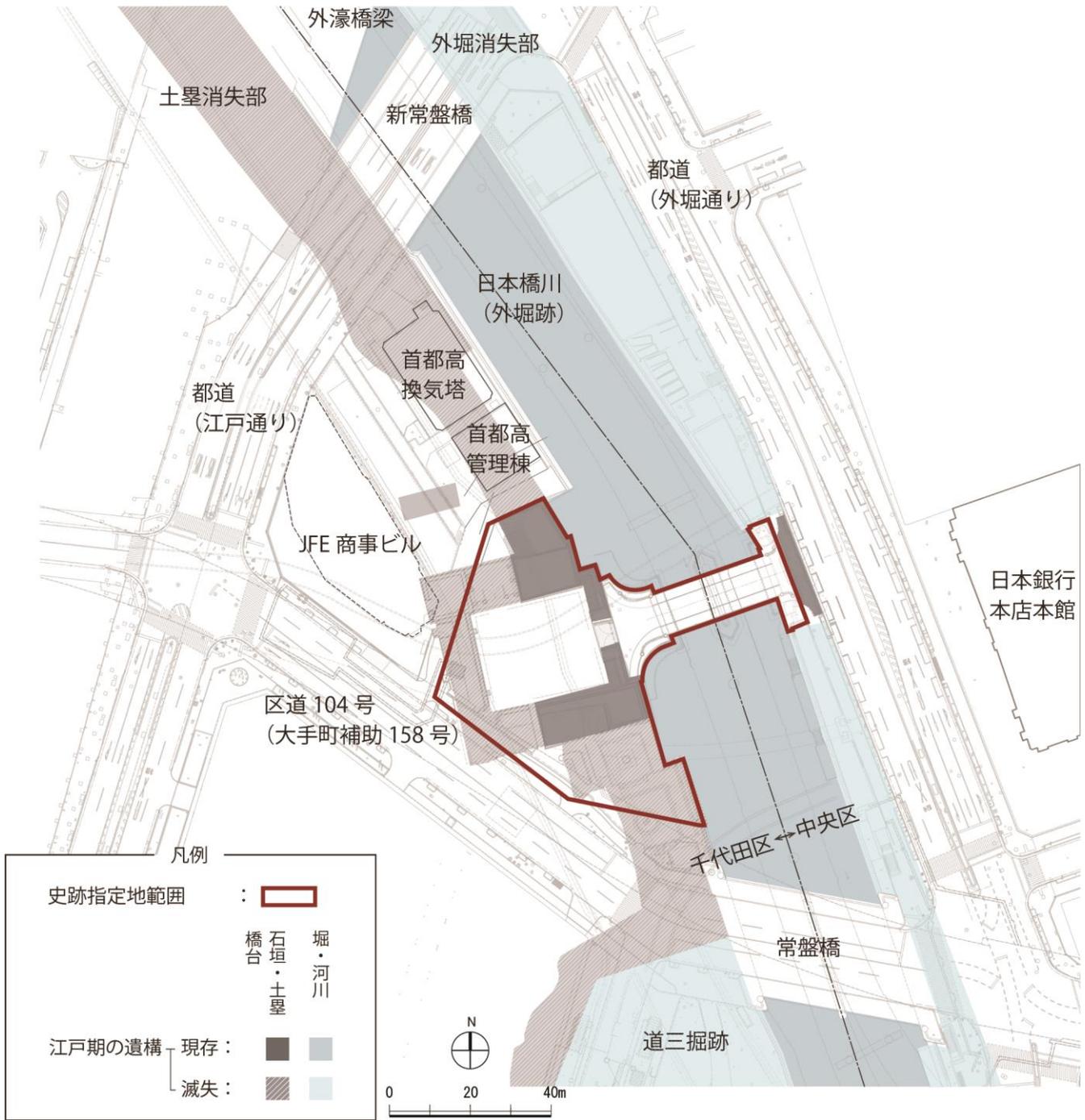
江戸城外堀の分布・史跡指定	
かつての江戸城外堀	
外堀範囲	■
城門	■
江戸城に関連する史跡	
史跡江戸城外堀跡	■
上記以外の江戸城関連史跡	■

史跡指定地外の外堀の状況	
埋め立てられた外堀	■

0 200 500 1000m







## 新ちよだアートスクエア基本構想の策定について

ちよだアートスクエアの拠点施設として旧練成中学校を活用するにあたり、これまでの成果・課題を踏まえて、今後の運営方法、整備内容、取り組みの方向性などを示した新ちよだアートスクエア基本構想を策定する。

### 1 進捗状況

日付	内容等
5月27日(金)	地域文教委員会 ・新基本構想策定に向けた令和4年度のスケジュールについて報告
5月31日(火)	第1回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想策定に向けた令和4年度のスケジュールについて報告 ・これまでのちよだアートスクエア事業の成果、課題や今後の方向性等について意見聴取
8月18日(木)	組織目標管理レク ・新基本構想（たたき台）の内容について確認
8月22日(月)	第2回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想（たたき台）の内容について意見聴取

### 2 新基本構想の構成（案）

<p>第1章 これまでのちよだアートスクエアの展開について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置からこれまでの経緯</li> <li>2 成果・課題</li> </ol> <p>第2章 新ちよだアートスクエア基本構想について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新ちよだアートスクエア基本構想の位置づけ</li> <li>2 設置目的・基本方針</li> <li>3 機能構成</li> </ol> <p>第3章 ちよだアートスクエアの今後のあり方について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対応すべき課題</li> <li>2 施設・設備の改修工事にあたって</li> <li>3 運営方法</li> <li>4 展開する事業・プログラム</li> <li>5 事業者の評価</li> <li>6 区民参画</li> <li>7 今後のスケジュール（予定）</li> </ol>
--

※第3章本文は作成中

### 3 第2回千代田区文化芸術プラン推進委員会における主な意見（令和4年8月22日開催）

- 新しい機能として、音楽スペースが入っているのは良い。
- 若い世代を対象とした施設となると良い。また、多世代交流ができる施設であるとなお良い。
- （ちよだアートスクエアが使用できないとき）アートは場所がなくてもできると思うので、活動への支援を行うのはどうか。
- これまでの経緯や現事業者の成果を踏まえたうえでの「継続性」を基本構想の中で記載できるといいのではないか。

### 4 今後のスケジュール

日付	内容等
11月中旬	第3回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想（たたき台）の内容について意見聴取
12月中旬	第4回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想（素案）の策定
令和5年1月～	パブリックコメント実施 （広報千代田1月20日号）
令和5年3月中旬	第5回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想の策定

令和4年度千代田区文化芸術プラン推進委員会 委員名簿

(敬称略)

No	区分	氏名	所属等
千代田区文化芸術プラン推進委員会委員	1	星野 泉 <small>ほしの いづみ</small>	明治大学政治経済学部 教授 (千代田区文化芸術プラン(第四次)検討会 座長)
	2	山崎 鯛介 <small>やまざき たいすけ</small>	千代田区文化財保護審議会委員 東京工業大学博物館 教授 (千代田区文化芸術プラン(第四次)検討会 委員)
	3	田中 晴子 <small>たなか はるこ</small>	千代田区ミュージアム連絡会 東京ステーションギャラリー 学芸室長 (千代田区文化芸術プラン(第四次)検討会 委員)
	4	新井 巖 <small>あらい いわお</small>	千代田区文化芸術協会 理事長
	5	阿部 俊裕 <small>あべ としひろ</small>	千代田区文化連盟 代表幹事
	6	区 恩田 浩行※ <small>おんだ ひろゆき</small>	千代田区地域振興部文化スポーツ担当部長
ちよだアートスクエア評議委員会委員	7	椿 昇 <small>つばき のぼる</small>	京都造形芸術大学美術工芸学科教授
	8	長田 哲征 <small>ながた てつゆき</small>	オフソサエティ株式会社代表取締役
	9	岡田 勉 <small>おかだ つとむ</small>	複合文化施設「スパイラル」 シニアキュレーター・アートプロデューサー
	10	服部 浩美 <small>はっとり ひろみ</small>	御茶の水美術専門学校 理事長
	11	小林 俊司 <small>こばやし しゅんじ</small>	神田五軒町々会会長
	12	新井 美智子 <small>あらい みちこ</small>	神田五軒町々会婦人部長
	13	委員 久保田 富三郎 <small>くぼた とみさぶろう</small>	練成中学校同窓会長
	区	恩田 浩行※ <small>おんだ ひろゆき</small>	千代田区地域振興部文化スポーツ担当部長

※ 区職員の恩田浩行(地域振興部文化スポーツ担当部長)は、両方の委員を務めている。

# 新ちよだアーツスクエア基本構想 (たたき台)

令和〇年〇月

千代田区

# 目次

<b>第1章</b>	<b>これまでのちよだアートスクエアの展開について</b> .....	<b>1</b>
1	設置からこれまでの経緯 .....	1
2	成果・課題 .....	3
<b>第2章</b>	<b>新ちよだアートスクエア基本構想について</b> .....	<b>16</b>
1	新ちよだアートスクエア基本構想の位置づけ .....	16
2	設置目的・基本方針 .....	17
3	機能構成 .....	17
<b>第3章</b>	<b>ちよだアートスクエアの今後のあり方について（作成中）</b> .....	
1	対応すべき課題 .....	
2	施設・設備の改修工事にあたって .....	
3	運営方法 .....	
4	展開する事業・プログラム .....	
5	事業者の評価 .....	
6	区民参画 .....	
7	今後のスケジュール（予定） .....	

はじめに

千代田区では、平成16年3月に策定した「千代田区文化芸術基本条例」に基づく文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年1月に「千代田区文化芸術プラン（第一次）」を策定しました。その中の重点プロジェクトの一つである「ちよだアートスクエア構想」実現に向けて、「ちよだアートスクエア検討会」において検討を重ね、平成18年10月「ちよだアートスクエア構想の提言」をまとめました。提言では、千代田区の特性として江戸時代から積み上げられてきた豊かな文化芸術資源と、新たな文化を発信する基盤があることから、歴史文化を継承する活動と新しい文化を創造する活動を大きな二本柱とした拠点づくりの必要性が謳われました。

提言を受けて発足した、「ちよだアートスクエア実施委員会」では、設置すべき機能や想定されるプログラム、施設の利用方法、運営方法など、ハードとソフトの両面から、さまざまな検証及び議論が行われ、ちよだアートスクエアを実現するための具体的な検討を行いました。ちよだアートスクエアのあるべき姿を細部に至るまで活発に議論し、ちよだアートスクエアを実現するための具体的な枠組みを取りまとめ、平成19年12月、「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」が、区へ提出されました。

区では、これらの経緯を踏まえて、「（仮称）ちよだアートスクエア実施計画書」を取りまとめ、事業者の公募を経て、平成22年6月、旧練成中学校に「アーツ千代田 3331」が開館しました。開館から約12年が経過し、その間、公募により選定された団体が民設民営による運営の下、その専門性を生かして旧練成中学校を活用し、アートの鑑賞・体験機会の提供のほか、地域コミュニティづくりにも取り組んできました。

これまでの取り組みを受けて、令和3年9月に策定した「千代田区文化芸術プラン（第四次）」において、ちよだアートスクエアを文化芸術拠点施設として位置づけ、今後も文化芸術振興施策を推進していく拠点施設として役割を果たしていくことを示しました。そして、同年12月、同プランにおいて示した役割を果たしていくため、ポップカルチャーや電気街として知名度のある秋葉原という地域特性や芝生の広がる練成公園との一体性、交通アクセスの利便性の高さといった特長を兼ね備えた旧練成中学校を、ちよだアートスクエアの拠点施設として活用していく方向性を決定しました。

こうした活用の方向性を受けて、この度、今後の運営方法や整備内容、取り組みの方向性などを示した「新ちよだアートスクエア基本構想」を策定しました。

## 第1章 これまでのちよだアートスクエアの展開について

### 1 設置からこれまでの経緯

※下線部分の詳細については9～15ページを参照

平成16年3月	千代田区文化芸術基本条例を制定。
平成17年1月	千代田区文化芸術基本条例に基づき千代田区文化芸術プラン（第一次）を策定。同条例第7条の重点目標「育てる」を推進していくための重点プロジェクトとして、「(仮称)ちよだアートスクエア」が位置づけられる。
平成18年10月	「ちよだアートスクエア構想の提言」 ちよだアートスクエア検討会において、千代田区の歴史と文化を尊重しつつ、新しい文化を生み出すための文化芸術の拠点づくりが必要であるとの結論が出され、ちよだアートスクエアの <u>位置づけ、設置目的、対象となる区民、文化芸術拠点の必要性、拠点設置場所</u> などに関する提言がまとめられた。
平成19年12月	「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」 「ちよだアートスクエア構想の提言」を受けて発足したちよだアートスクエア実施委員会において、ちよだアートスクエアの <u>基本方針、設置場所、設置期間、機能構成</u> などについての検討が行われ、設置に向けた具体的な枠組みが取りまとめられた。
平成20年7月	「(仮称)ちよだアートスクエア実施計画書」 区は、「ちよだアートスクエア構想の提言」及び「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」に基づき、ちよだアートスクエアの <u>位置づけ、設置目的、基本方針、対象となる区民、設置場所、使用エリア、設置期間、機能構成</u> などを取りまとめた計画書を作成した。
平成20年9月	合同会社コマンドAを第1期運営団体として決定。
平成21年10月	区と合同会社コマンドAとの間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書を締結。 【第1期契約期間】平成21年10月29日から平成27年1月31日まで
平成22年6月	アーツ千代田 3331 開館。

平成 25 年 6 月	ちよだアートスクエアのあり方検討会より、第 1 期の評価・検証と、今後のあり方について検討を行った「ちよだアートスクエアの今後のあり方について」の報告がなされる。
平成 26 年 1 月	ちよだアートスクエア第 2 期運営団体を募集。
平成 26 年 4 月	合同会社コマンド A を第 2 期運営団体として決定。
平成 27 年 1 月	区と合同会社コマンド A との間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書を締結。 【第 2 期契約期間】平成 27 年 2 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
令和元年 9 月	東京 2020 大会の開催にあわせて「障害者アート世界展 2020」を実施するため、区と合同会社コマンド A との間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書の一部を変更する契約書を締結し、契約期間を延長。 【契約延長期間】令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
令和 2 年 4 月	ちよだアートスクエア事業あり方検討会より、第 1 期・第 2 期の評価・検証と、今後のあり方について検討を行った「ちよだアートスクエア事業の今後のあり方について」の報告がなされる。
令和 3 年 9 月	千代田区文化芸術プラン（第四次）策定。ちよだアートスクエアを文化芸術拠点施設として位置づけ、今後も文化芸術振興施策を推進していく拠点施設として役割を果たしていくことを示した。
令和 3 年 12 月	東京 2020 大会の延期に伴い「障害者アート世界展 2020」を延期したため、区と合同会社コマンド A との間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書の一部を変更する契約書を締結し、契約期間を再延長。 【契約再延長期間】令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
〃	旧練成中学校跡地を、ちよだアートスクエアの拠点施設として活用していく方向性を決定した。

## 2 成果・課題

(1) 第1期(平成21年10月29日～平成27年1月31日)の成果・課題

### ① 運営団体主催等による主な実施事業(平成22年度～平成26年度)

平成 22 年度	事業名	グランドオープン記念展 3331 Presents TOKYO:Part1	グランドオープン記念展 3331 Presents TOKYO:Part2	千代田芸術祭「3331 アンデパンダン」	日比野克彦個展「ひとはなぜ絵を描くのか」
	実施日	6/26～7/25	8/7～29	9/8～19	10/30～12/13
	内容	3331 入居団体から推薦を受けたアーティストによる展覧会	3331 入居団体の企画参加による展覧会やワークショップ	無審査で作品を出品できる展覧会(応募作品 346 作品)	日比野克彦個展やクレーンによるライブペインティング等
	来場数	1,721 名	1,200 名	3,100 名	3,503 名
平成 23 年度	事業名	東日本大震災復興支援「Arts Action 3331」	ARTS FIELD TOKYO 2011	千代田芸術祭 2011	「つくることが生きること」東日本大震災復興支援プロジェクト展
	実施日	4/20～7/10	5月～3月	9/3～9/19	3/11～3/25
	内容	被災地の支援活動を行っているアーティストが発表・報告をするチャリティ企画	芸術分野の専門家による講義	無審査で出品できる展覧会。展示・ステージ・マーケットの3部門	東日本大震災の復興に向けて活動する人の想いと活動内容を共有する展覧会
	来場者数	12,923 名	801 名	7,965 名	19,347 名
平成 24 年度	事業名	藤浩志の美術展 セントラルかえるステーション	千代田芸術祭 2012	TRANS ARTS TOKYO 展	アンデパンダン・スカラシップ展
	実施日	7/15～9/9	9/16～10/8	10/21～12/2	1/26～2/17
	内容	おもちゃのかえっこをテーマに環境や防災などを遊びながら学ぶ企画	展示・ステージ・マーケットの3部門の参加型イベント	さまざまなジャンルのアーティストが参加する展覧会	千代田芸術祭で審査員賞等を受賞した作品を展示
	来場者数	3,874 名	15,823 名	2,849 名	8,077 名

平成 25 年度	事業名	特別企画展 祭礼図巻にみる江戸 の粋	Open Sky3.0 八谷和彦個展	メイド・イン・神田	三. 一一映画祭
	実施日	4/27～5/19	7/13～9/16	10/27～11/17	3/9～3/30
	内容	神田祭をテーマに区 指定有形文化財とな っている山車人形や 祭礼図巻等の展示	アーティストによる 自作飛行機2機や飛 行シミュレーターの 展示	神田にゆかりのある 人々をモデルに写真 家が撮影したポート レイトを展示	東日本大震災に関す るドキュメンタリー 映画 32 本を上映
	来場者数	2,500 名	6,920 名	723 名	843 名
平成 26 年度	事業名	天下祭と山王さん～ 江戸っ子は、山車に 絵巻に、木遣り唄～	3331 千代田芸術祭 2014	DOMMUNE University of the Arts -Tokyo Arts Circulation-	3331 Art Fair 2015 -Various Colle
	実施日	5/25～6/22	8/23～9/7	9/20～11/3	3/21～3/29
	内容	山王祭をテーマにし た展示とワークショ ップを開催	展示・マーケット・ ステージの 3 部門の 参加型イベント	インターネット放送 局を開設するアーテ ィストの世界を表現 する展覧会	見るだけでなく買う ことで参加できるア ートフェア
	来場者数	1,300 名	30,000 名	11,000 名	2,300 名

② 評価（平成 25 年 6 月「ちよだアートスクエアの今後のあり方について」より引用）

◎現代アートの面ではその方面から評価され、メディアにもよく取り上げられている。

◎3年で拠点として、成功しつつある。

◎地元町会とさまざまな行事を実施している。

×千代田区らしい歴史文化の継承が不足している。

×人の交流できる部分がありません、賑わいに欠ける。

×入居団体の部屋が事務所的に使われ、閉鎖的。地域に還元できていない。

×外神田周辺を離れると、認知度が低い。

③ 課題（平成 25 年 6 月「ちよだアートスクエアの今後のあり方について」より引用）

アーツ千代田 3331 で行われている活動は、現代アートに偏り過ぎの部分は見受けられるが、面白い展開もあり、ちよだアートスクエアとして、不足点、評価できない点はあるにしても、基本的なところでは、「ちよだアートスクエア構想」の実現として評価できる。

なお、このまま継続していく場合には評価できない点等で示されている部分である、区特有の歴史文化の継承や地域との親和性を強化するため、例えばコーディネーターを配置する等の提案を求めるなどの改善が必要である。

(2) 第2期(平成27年2月1日～令和5年3月31日)の成果・課題

① 運営団体主催等による主な実施事業(平成27年度～令和3年度)

平成27年度	事業名	特別企画展「神田祭ー江戸・東京のひとまちー」	夏の3331こども芸術学校&かえっこバザール	中村政人個展「明るい絶望」	ムンタダス展 アジアン・プロトコル
	実施日	5/1～5/11	8/1～8/9	10/10～11/23	3/20～4/17
	内容	神田祭をテーマに祭礼絵巻や古写真、御飯屋、地元町会の御神輿などを展示	木工や絵画、写真、料理、版画教室の他、かえっこバザールを開催	中村政人の個展。韓国と日本で撮影した写真の展示会等	ムンタダス氏による日本・中国・韓国の類似点や相違点にフォーカスした展示会
	来場数	1,197名	6,084名	4,672名	1,035名
平成28年度	事業名	山王祭のいま・みらいーまちが支える江戸の粋ー	3331 Art Fair 2016 -Various Collectors Prizes-	夏の3331こども芸術学校2016	第4回3.11映画祭
	実施日	5/26～6/12	5/11～5/15	7/30～9/4	3/11～3/12
	内容	山王祭をテーマにした展示やワークショップを実施	様々な注目作家による作品展示。小林史子展も同時開催	子どもたちが本格的な創作体験ができる教室を開講	映画を通じて復興の今を考える映画祭
	来場者数	1,241名	1,132名	226名	1,219名
平成29年度	事業名	「橋を渡る」東京から江戸へ	佐藤直樹個展「秘境の東京、そこで生えている」	夏の3331こども芸術学校2017	3331 ART FAIR 2018
	実施日	4/30～5/14	4/30～6/11	7/22～8/20	3/7～3/11
	内容	神田祭の時期に合わせ、橋を巡りながら江戸から繋がる町の形成を見る展覧会	3331ロゴマークなどを手がけるデザイナーディレクター佐藤直樹氏による絵画作品の展覧会	子どもたちが本格的な創作体験ができる教室を開講	アーツ千代田3331全館を会場とした展覧会。作品を購入でき、「見る」「買う」「参加する」楽しさを体験できる。
	来場者数	1,218名	3,410名	210名	20,140名

平成 30 年度	事業名	「ときを渡る～”山王さん”を支えた町の150年～」	3331 こども芸術学校 2018	池田昌紀 Portrait Project 2012-2018 「いなせな東京」	3331 ART FAIR 2019
	実施日	5/19～6/10	7/21～8/19	9/22～10/14	3/6～3/10
	内容	山王祭をテーマに、氏子町の歩んだ150年間の歴史や文化、街並みの変遷をたどった展示会	子どもたちが本格的な創作体験ができる教室を開講	150人を超える千代田区民を撮影した、写真家池田昌紀氏による肖像写真展	アーツ千代田 3331 全館を会場とした展覧会。作品を購入でき、「見る」「買う」「参加する」楽しさを体験できる。
	来場者数	2,143人	225名	17,142人	22,206人
令和 元 年度	事業名	特別企画展「神田祭の元年～変幻自在の江戸の華～」	夏の3331 こども芸術学校 2019	HOW TOKYO BIENNALE ? 東京ビエンナーレ 2020 計画展	3331 ART FAIR 2020
	実施日	4/27～5/12	7/20～8/18	10/12～11/4	3/18～3/22
	内容	氏子町会から集められた神田祭に関する古写真や道具などを展示する展覧会	幅広い芸術・表現活動を通して、子どもたちの「主体性」「多様な価値観」「創造性」を育む本格的な創作教室	「東京ビエンナーレ2020」のイベント。参加アーティストによるトークイベント等を実施	アーツ千代田 3331 全館を会場とした展覧会。作品を購入でき、「見る」「買う」「参加する」楽しさを体験できる。
	来場者数	3,209名	562名	898名	1,777名
令和 2 年度	事業名	特別企画展「山王祭と江戸東京 - 坂道を行列がゆく町」(仮題)	夏の3331 こども芸術学校 presents みる・描く・あそぶ！サマーアートラボ	平野真美 個展「変身物語 METAMORPHOSES」	3331 ART FAIR 2021
	実施日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	8/17～8/23	1/9～2/22	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
	内容		こどもの主体性や発想力を育む作品や体験を提供するイベント	平野真美氏による生と死という根源的なテーマに問いを投げかけた展覧会	
	来場者数		737名	1,235名	

令和3年度	事業名	特別企画展「疫病・たいさ～ん！江戸の人々は病いとどう向き合ったか」	オルタナティブ！小池一子展「アートとデザインのやわらかな文化創造に向けて」	3331 ART FAIR 2021
	実施日	4/17～5/30	1/22～3/21	10/29～10/31
	内容	感染症がたびたび蔓延した江戸時代に着目し、パンデミックが当時の暮らしや文化にもたらした影響や、闘う江戸の人々の姿を紹介する展示	日本で初めて「オルタナティブ・スペース」を創設した小池一子の現代美術への情熱を具現化した作家の作品展示を軸に、小池一子の仕事を紹介	アートを「買う」「観る」「参加する」楽しみを体験できる展覧会
	来場者数	3,282名	6,278名	9,872名

② 評価（令和2年4月「ちよだアートスクエア事業の今後のあり方について」より引用）

- ◎区民が文化芸術に触れる機会や、交流・活動・発表としての場を多く提供している。
- ◎地域との密接な関係作りにも貢献しており、ここ数年は、神田地域のみならず、麹町地域とも連携したイベントや事業を展開している。
- ◎提供するアートの質を保ちながら、同時に地域に根差している点が強みである。
- ◎運営団体の地域との関係構築の努力もさることながら、旧練成中学校の面影を残した利活用が、古くからの住民にとって「優しい」と言える。
- ◎運営については、区の補助を受けることなく、独立採算で運営できている点も評価される。
- ×旧練成中学校が外神田に立地しているため、麹町地域に住む人たちには親しみが薄く、来館したことのない人もいると思われる。

③ 課題（令和2年4月「ちよだアートスクエア事業の今後のあり方について」より引用）

ちよだアートスクエア事業は地域コミュニティとの密なつながりが特徴であり、それを土台としてアートを発信しているからこそ魅力があると考えられる。だからこそ、地域に軸足を置きつつ、文化、芸術、教育を通じた新たなコミュニティを創出する拠点となることが可能と考えられる。今後も、人々の生活の質を高める役割を果たすため、10年、20年といった周期の長期的な拠点場所が必要と考えられる。

設置場所については、地域とのつながりという強みがあることから、現状の旧練成中学校を活用し続けることが望ましい。ただし、いずれの事業者においても文化芸術の拠点として、そして地域のコミュニティ拠点として活用されるよう、「千代田区文化芸術プラン」に拠点として明記する必要があると考えられる。

なお、今後の事業継続にあたっては、旧練成中学校の施設が老朽化していることから、大規模な修繕が必要である。利用者の安全性確保と利便性向上のためにも検討いただきたい。

運営方法については、千代田区という都心区だからこそ可能な民設民営を継続し、新しいモデルをつくってもらいたい。ただし、文化芸術や地域性のある事業を行う上で適切な契約期間や更新のあり方は再考の余地がある。

(参考1) アーツ千代田 3331 における事業実績 <作成中>

	総事業回数	総来場者数	運営団体 主催事業回数	運営団体 主催事業来場者数	運営団体 収支差額
平成 22 年度	244 回	401,037 人	11 回	13,377 人	20,836,489 円
平成 23 年度	286 回	546,688 人	11 回	50,424 人	33,791 円
平成 24 年度	275 回	805,150 人	10 回	11,244 人	-5,026,709 円
平成 25 年度	326 回	602,990 人	10 回	14,454 人	-5,596,137 円
平成 26 年度	358 回	700,342 人	11 回	15,363 人	13,236,689 円
平成 27 年度	781 回	859,935 人	11 回	17,753 人	16,486,099 円
平成 28 年度	832 回	811,203 人	9 回	4,910 人	25,213,398 円
平成 29 年度	698 回	860,363 人	13 回	30,644 人	8,558,972 円
平成 30 年度	986 回	845,707 人	8 回	27,192 人	13,876,196 円
令和元年度	868 回	885,860 人	12 回	12,791 人	21,570,261 円
令和 2 年度	507 回	232,081 人	9 回	3,607 人	9,698,255 円
令和 3 年度	745 回	383,210 人	12 回	21,770 人	3,613,637 円
計	6,906 回	7,934,566 人	127 回	223,529 人	122,500,941 円

(参考2) 区と運営団体間の収支実績 <作成中>

※単位＝円

【第1期】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸貸収入(A)	2,850,000	10,906,204	10,906,204	10,906,204	10,906,204
維持費支出(B)	981,226	1,275,793	1,529,123	1,442,618	589,885
収支差額 (A)－(B)	1,868,774	9,630,411	9,377,081	9,463,586	10,316,319

【第2期】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
貸貸収入(A)	17,197,152	17,197,152	17,197,152	17,197,152	17,197,152	17,197,152	17,197,152
維持費支出(B)	7,001,776	6,875,110	6,912,935	6,955,580	6,946,234	15,413,829	6,935,899
収支差額 (A)－(B)	10,195,376	10,322,042	10,284,217	10,241,572	10,250,918	1,783,323	10,261,253

---

「1 設置からこれまでの経緯」において記載した、ちよだアートスクエアの設置目的や基本方針、機能構成などを示した「提言」・「答申」・「実施計画書」の一部を以下に記載します。

## 平成 18 年 10 月「ちよだアートスクエア構想の提言」

### ○ちよだアートスクエアの位置づけ

平成 17 年 1 月に策定した千代田区文化芸術プランの重点プロジェクトであり、文化芸術活動の場所や発表の機会を提供するなど、新たな文化芸術の拠点施設を整備し、区民の自主的で独創的な文化芸術活動を支援・推進する。また地域の団体や企業、アート活動団体等が連携し、ネットワークの広がりや創ることで、人材の育成を図る。

### ○ちよだアートスクエアの設置目的

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信するとともに、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、ちよだアートスクエアの目的である。

### ○ちよだアートスクエアの対象となる区民

「アートスクエア区民」

ちよだアートスクエアの対象は、千代田区に、在住・在勤・在学する人々及び観光客（外国人を含む）など、千代田区とかかわるすべての人々とする。

### ○文化芸術拠点の必要性

「ソフトとハードの両面から文化芸術活動の拠点づくりが必要」

#### 【ハード面】

#### ・拠点の設置

活動の拠点として常時使用できる、千代田区を象徴する施設を 1 箇所設け、その中に、情報発信の拠点としての機能も持たせる。

#### ・既存施設の活用

既存区有施設を活用する。その他に、利用可能な公私立の小・中学校・高校や大学・専門学校をはじめ、企業のオープンスクール等の施設及び専門家の稽古場などを広く活用し、アートスクエア区民の活動の場を広げる。

【ソフト面】

- ・ちよだアートスクエアの活動対象

活動はちよだアートスクエアの目的に適合する分野を対象とする。

- ・ちよだアートスクエア運営組織の設置

ちよだアートスクエアで実施する活動を、円滑かつ機能的に運営するために、専門のコーディネーターや地域住民等で構成する運営委員会を設置する。

○ちよだアートスクエアの拠点設置場所

ちよだアートスクエアの拠点については、当面、区の活用策の決まっていない区有財産を、周辺地域の合意のもとに、地域に貢献する形で有効活用すべきである。

また、財政的な面からも、新たな施設を整備するより既存施設を活用する方が費用対効果において優れている。

旧学校施設である旧永田町小学校、旧今川中学校、旧練成中学校の3箇所について、下表のとおり優劣順位をつけたところ、当面の設置場所として旧練成中学校を活用することが望ましいと判断した。

ちよだアートスクエアとしての必要条件	展開する内容 (検討委員の意見をまとめたもの)	旧練成中	旧今川中	旧永田町小
○教室形式の個室・空間（一定数の教室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の文化や産業の創造活動の場</li> <li>・千代田区の伝統を守り、伝え、育てる場</li> <li>・自分の得意な分野を発揮し、モノを創る場</li> <li>・同好者が集い、刺激し合い、楽しみを分かち合う場</li> </ul>	1	3	2
○講堂・ホール・体育館・図書館・多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸しぐさのような、日本人に受け継がれてきた習慣等を広める場</li> <li>・芸能分野の「コンクール」の場</li> <li>・大使館などを取り込んだ国際的な活動の場</li> <li>・千代田区の出版文化を図書館方式等で伝える場</li> </ul>	1	3	2
○交通アクセス		1	2	1

※1が最も優れている。

## 平成19年12月「ちよだアートスクエア(仮称)の設置について(答申)」

### ○ちよだアートスクエアの基本方針

- \* 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。
- \* 伝統文化と現代文化芸術の会う場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
- \* 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設及び事業に持たせる。
- \* 区民等が参加できるイベント等を常に発信する。
- \* 区・地域との関連性を活かす。

### ○設置場所

区有財産の有効活用という観点及び秋葉原に程近い好立地条件を勘案し、ちよだアートスクエア検討会の提言のとおり、旧練成中学校にちよだアートスクエアを設置することが適切である。

旧練成中学校の地階から地上3階までの全フロアと屋上を使用可能とする。ただし、以下の部分については、他施設への振替等が困難のため、使用エリアから除外する。

- ・給食室：平成22年3月まで給食調理室として使用する。
- ・非常用倉庫（1階）：災害時に使用するため常設とする。
- ・体育館：区民等が使用していない時間帯は使用可能とする。

### ○設置期間

施設全体の運営を行う運営団体や入居者が入居後も計画的に活動ができるよう配慮すると、ちよだアートスクエアの設置期間は、長期間が望ましいが、当面の期間は旧練成中学校へ設置することとする。

### ○ちよだアートスクエアの機能構成

#### 《アート・カフェ》

1階に設置。「食の交流」をコンセプトに、入居者だけでなく来訪者がいつでも利用できるカフェ。食に関連したプロジェクト、ワークショップ、レクチャーなどを行うと同時に文化芸術情報の発信などのインフォメーション機能も持たせる。

#### 《グリーン・アート・スペース》

屋上に設置。植物や自然と関連のあるアート・プログラムを実施する場として使用。植物などを介して来館者や区民等が交流することのできる場を提供する。レンタル菜園など東京の屋上で栽培することでの付加価値をつけるオリジナル野菜の開発などのプログラムが考えられる。

#### 《イベント・スペース／ギャラリー》

1階ランチルーム、及び教室を使用。展覧会やワークショップなどをはじめとし、一般の来館者が日々楽しむことのできるさまざまなアート・プログラムを実施する。一元的な使用ではなく、出来るだけ多様な活動ができるスペースにすること、アート・カフェとの連携、オープンな空間づくりなどを考慮する。

#### 《多目的スペース》

体育館に設置。演劇・ダンス等の練習に使用。

#### 《活動スペース》

教室 20 室程度を使用。区民団体や NPO 等の文化芸術系の団体が年単位で入居し活動する施設の中核機能。国内だけにとどまらず、海外の文化芸術団体を誘致することも検討。入居団体のネットワークによりコラボレーション事業が派生するなど、団体が同居することでのメリットを活かし相乗効果をねらう。

#### 《プロジェクトルーム》

教室 10 室程度を使用。週単位から月単位で使用できるスペース。アーティストの制作スタジオや練習の場として使用。木工・金属加工室、デザイン・映像編集作業室なども備えることが望ましい。

## 平成20年7月「(仮称)ちよだアートスクエア実施計画書」

○ちよだアートスクエアの位置づけ（「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用）

平成17年1月に策定した千代田区文化芸術プランの重点プロジェクトであり、文化芸術活動の場所や発表の機会を提供するなど、新たな文化芸術の拠点施設を整備し、区民の自主的で独創的な文化芸術活動を支援・推進する。また地域の団体や企業、アート活動団体等が連携し、ネットワークの広がりを作ることで、人材の育成を図る。

○ちよだアートスクエアの設置目的（「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用）

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信するとともに、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、ちよだアートスクエアの目的である。

○ちよだアートスクエアの基本方針

（「ちよだアートスクエア(仮称)の設置について(答申)」より引用）

- \* 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。
- \* 伝統文化と現代文化芸術の出会いの場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
- \* 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設及び事業に持たせる。
- \* 区民等が参加できるイベント等を常に発信する。
- \* 区・地域との関連性を活かす。

○ちよだアートスクエアの対象となる区民（「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用）

ちよだアートスクエアの対象は、千代田区に、在住・在勤・在学する人々及び観光客（外国人を含む）など、千代田区とかかわるすべての人々とする。

○設置場所

東京都千代田区外神田六丁目 11 番 14 号 旧練成中学校

(施設概要)

名称	旧千代田区立練成中学校
所有者	千代田区
所在地	千代田区外神田六丁目 11 番 14 号
敷地面積	3,724.39 m <sup>2</sup>
建物延面積	7,249.72 m <sup>2</sup>
建築年	昭和 53 年 7 月
構造	RC 地下 1 階地上 3 階
建物用途	学校

○旧練成中学校における使用エリア

(「ちよだアートスクエア(仮称)の設置について(答申)」より引用)

基本的に旧練成中学校の全館(地階から地上3階までの全フロアと屋上)を使用する。ただし、旧練成中学校の以下の部分については、使用エリアから除外する。

- ・給食室：平成 22 年 3 月まで給食調理室として使用。
- ・非常用倉庫(1階)：災害等の緊急時に使用するため、千代田区の使用エリアとするが、公園側からの入口設置等の提案内容により、これを施設内の別の場所に移すことは可能とする。
- ・体育館：複数の区民によるスポーツ任意団体が、平日夜間及び土日の昼夜に毎週使用しているため、千代田区の使用エリアとするが、運営団体が体育館を空いている時間帯で活用したい場合は、体育館の管理を運営団体に依頼することとする。
- ・教室：2階の1教室は、区民用会議室とし、千代田区の使用エリアとする。
- ・2階倉庫：2階体育館入口側
- ・1階玄関受付：運営団体が体育館及び区民用会議室の管理を行わない場合は、千代田区の使用エリアとする。

○設置期間

旧練成中学校を活用しての(仮称)ちよだアートスクエアの設置は、暫定であるため、設置期間は5年間とする。

○機能構成（案）（「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」より引用）

ちよだアートスクエアに設置される機能構成は、選定された運営団体からの提案内容により決定するが、以下の機能が想定される。

《アート・カフェ》

1階に設置。「食の交流」をコンセプトに、入居者だけでなく来訪者がいつでも利用できるカフェ。食に関連したプロジェクト、ワークショップ、レクチャーなどを行うと同時に文化芸術情報の発信などのインフォメーション機能も持たせる。

《グリーン・アート・スペース》

屋上に設置。植物や自然と関連のあるアート・プログラムを実施する場として使用。植物などを介して来館者や区民等が交流することのできる場を提供する。レンタル菜園など東京の屋上で栽培することでの付加価値をつけるオリジナル野菜の開発などのプログラムが考えられる。

《イベント・スペース／ギャラリー》

1階ランチルーム、及び教室を使用。展覧会やワークショップなどをはじめとし、一般の来館者が日々楽しむことのできるさまざまなアート・プログラムを実施する。一元的な使用ではなく、出来るだけ多様な活動ができるスペースにすること、アート・カフェとの連携、オープンな空間づくりなどを考慮する。

《多目的スペース》

演劇・ダンス等の練習に使用。

《活動スペース》

教室 20 室程度を使用。区民団体や NPO 等の文化芸術系の団体が年単位で入居し活動する施設の中核機能。国内だけにとどまらず、海外の文化芸術団体を誘致することも検討。入居団体のネットワークによりコラボレーション事業が派生するなど、団体が同居することでのメリットを活かし相乗効果をねらう。

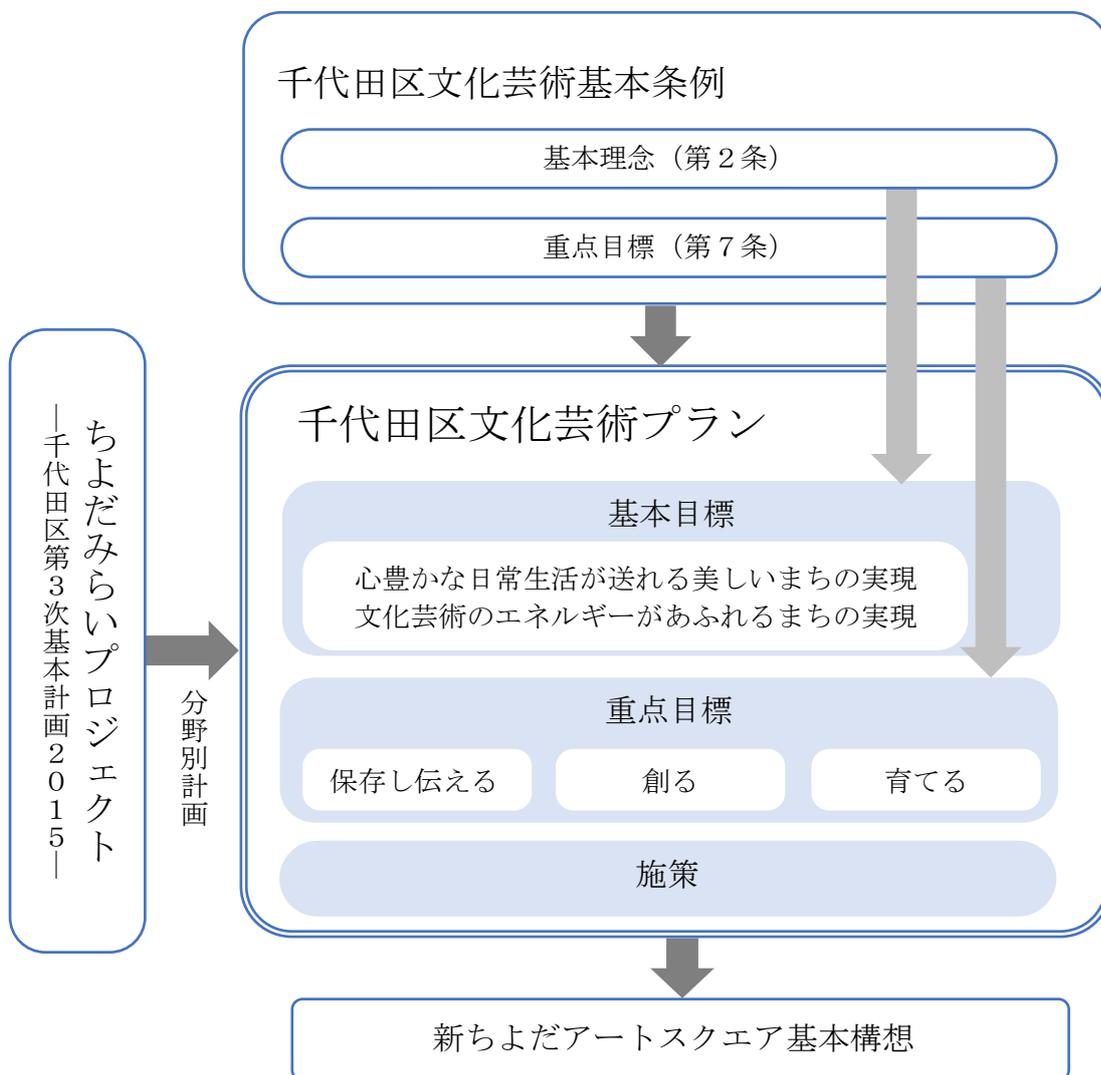
《プロジェクトルーム》

教室 10 室程度を使用。週単位から月単位で使用できるスペース。アーティストの制作スタジオや練習の場として使用。木工・金属加工室、デザイン・映像編集作業室なども備えることが望ましい。

## 第2章 新ちよだアートスクエア基本構想について

### 1 新ちよだアートスクエア基本構想の位置づけ

旧練成中学校跡地をちよだアートスクエアの拠点施設として本格的に活用する方向性を決定したことを受けて、今後の運営方法や整備内容、取り組みの方向性などを示した「新ちよだアートスクエア基本構想」を策定します。この構想は、「千代田区文化芸術基本条例」や「千代田区文化芸術プラン（第四次）」に基づき、「ちよだアートスクエア」のあり方を示しています。



## 2 設置目的・基本方針

### (1) 設置目的

これまで育んできた文化力と文化芸術にかかる豊富な資源を生かし、千代田区ならではの文化芸術をさらに発展させ、より広く、多くの人々に向けて発信し、心豊かなまちを実現するため、「ちよだアートスクエア構想の提言」における設置目的を引き継ぎます。

平成18年10月「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用 ※詳細は9ページを参照

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信するとともに、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、ちよだアートスクエアの目的である。

### (2) 基本方針

「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」における基本方針を引き継ぎつつ、これまでの取り組みにおける課題や社会情勢の変化を踏まえ、下記のとおり定めます。

平成19年12月「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」より一部引用

※詳細は11ページを参照

- \* 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。
- \* 伝統文化と現代文化芸術の出会いの場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
- \* 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設及び事業に持たせる。
- \* 区民等が参加できるイベント等を常に発信する。
- \* 区・地域との関連性を活かす。
- \* コロナ禍においても文化芸術の灯を絶やさずに次世代へと継承・発展していくための事業を展開する。

## 3 機能構成

ちよだアートスクエアに設置される機能構成は、「（仮称）ちよだアートスクエア実施計画書」において決定した下記の事項を基本とし、今後選定する運営団体からの提案内容により決定します。

なお、学校施設の面影を残した利活用が評価されていることから、学校施設らしさを残したうえで、今後も旧練成中学校を活用することを前提としています。

#### 《アート・カフェ》

1階入口付近に設置。「食の交流」をコンセプトに、入居者だけでなく来訪者がいつでも利用できるカフェ。食に関連したプロジェクト、ワークショップ、レクチャーなどを行うと同時に文化芸術情報の発信などのインフォメーション機能も持たせる。

#### 《グリーン・アート・スペース》

屋上に設置。植物や自然と関連のあるアート・プログラムを実施する場として使用。植物などを介して来館者や区民等が交流することのできる場を提供する。レンタル菜園など東京の屋上で栽培することでの付加価値をつけるオリジナル野菜の開発などのプログラムが考えられる。

また、屋上緑化に加えて、太陽光パネルを設置し、SDGsに関する取り組みを推進する。

#### 《イベント・スペース／ギャラリー》

1階に設置。展覧会やワークショップなどをはじめとし、一般の来館者が日々楽しむことのできるさまざまなアート・プログラムを実施する。一元的な使用ではなく、出来るだけ多様な活動ができるスペースにすること、アート・カフェとの連携、オープンな空間づくりなどを考慮する。

#### 《多目的スペース（体育館）》

演劇・ダンス等の練習に使用。

#### 《活動スペース》

教室 20 室程度を使用。区民団体や NPO 等の文化芸術系の団体が年単位で入居し活動する施設の中核機能。国内だけにとどまらず、海外の文化芸術団体を誘致することも検討。入居団体のネットワークによりコラボレーション事業が派生するなど、団体が同居することでのメリットを活かし相乗効果をねらう。

#### 《プロジェクトルーム》

教室 10 室程度を使用。週単位から月単位で使用できるスペース。アーティストの制作スタジオや練習の場として使用。木工・金属加工室、デザイン・映像編集作業室なども備えることが望ましい。

#### 《音楽スペース》

楽器の練習やミニコンサート等を行うことができる機能を持たせる。

第3章 ちよだアートスクエアの今後について <作成中>

1 対応すべき課題

2 施設・設備の改修工事にあたって

3 運営方法

4 展開する事業・プログラム

5 事業者の評価

6 区民参画

7 今後のスケジュール (予定)

## ちよだアートスクエア事業の振り返り及び今後の展開

### 【構想・計画期間】

平成18年10月 「ちよだアートスクエア構想の提言」  
 平成19年12月 「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」  
 平成20年7月 「（仮称）ちよだアートスクエア実施計画書」

### 【第1期（暫定活用）】

□契約期間＝平成21年10月29日～平成27年1月31日  
 運営事業者の募集・選定（計7団体から応募）  
 ↓  
 事業展開（平成22年6月開館）  
 ↓  
 評価（ちよだアートスクエアの今後のあり方検討会）

### 【第2期（暫定活用）】

□契約期間＝平成27年2月1日～令和5年3月31日  
 運営事業者の募集・選定（計2団体から応募）  
 ↓  
 事業展開  
 ↓  
 評価（ちよだアートスクエア事業あり方検討会）

### 【暫定活用についての整理（令和3年度）】

○令和3年9月に策定した千代田区文化芸術プラン（第四次）において、ちよだアートスクエアを文化芸術拠点施設として位置づけ、今後も文化芸術振興施策を推進していく拠点施設として役割を果たしていくことを示した。  
 ○令和3年12月の首脳会議において、旧練成中学校跡地を、ちよだアートスクエアの拠点施設として位置づけて活用していく方向性を決定した。

### 【新基本構想の策定（令和4年度）】

**ちよだアートスクエアの拠点施設として旧練成中学校を活用するにあたり、これまでの成果・課題を踏まえて、今後の運営方法、整備内容、取り組みの方向性などを示した新ちよだアートスクエア基本構想を策定する。**

#### <検討内容>

- （ソフト面）活動内容をどう想定するか。
- （ハード面）活動を支えるため、どのような設備が必要か。

### 【第3期に向けて】

- 募集要項の作成、運営事業者の募集・選定（令和5年度）
- 施設の現状調査・設計（令和5、6年度）
- 大規模改修工事（令和7年度～）

## 合同会社コマンドAの財務諸表分析 報告書

1 収益性 《 評価 = 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 》  
(+) (－)

[理由等]

合同会社コマンドA（以下、会社）は、過去12年（第2期～第13期）において、前半期（第2期～第7期）においては、営業赤字と営業黒字を繰り返し収益性が安定しない状況であったと考えられるが、後半期（第8期から第13期）は第13期を除き営業黒字を継続している。

第13期における営業利益のマイナスの要因は必ずしも明らかでないが、テナント売上に大きな変化が見られないものの、会場、会議室貸売上、及びイベント売上は前年比大きく減少しており、新型コロナウイルス等による影響があったものと推測される。

以上より、新型コロナウイルス等による影響が将来的に解消されることを前提とすれば、一定の収益性が認められることから、「4」と評価する。

他方、新型コロナウイルス等による影響が将来的にも継続することを前提とすれば、どの程度の収益性が確保できるか不透明であることから、「3」と評価する。

どのような前提を採用するかにより収益性が変動する要因があることから、「3～4」と評価した。

2 成長性 《 評価 = 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 》  
(+) (－)

[理由等]

会社は、創業当時より売上高は毎期のように増加しているため、一定の成長を遂げてきたと考えられる。他方、その売上の内容はテナントからの賃料収入や会場、会議室のレンタル料が主たる部分を占めており、そのキャパシティを超えるような成長は原則見込めない。

過去5年程度（会場、会議室貸売上やイベント売上が大きく落ち込んだ第13期を除き）売上は安定的であることから、大きなプラス成長、大きなマイナス成長は想定しにくいものと判断する。

以上より、平均的な「3」と評価する。

3 生産性 《 評価 = 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 》  
(+) (－)

[理由等]

会社の収益の大部分はテナントからの賃貸収入や会場、会議室のレンタル収入であり、各部屋の稼働率の上昇が、生産性を高めることになる。

上記1. 収益性の項目にて記載のとおり、後半期（第8期から第13期）はテナント売上には大きな動きはなく安定的である。他方、会場、会議室貸売上については、第13期に大きな減収に見舞われており、新型コロナウイルス等による影響により今後の稼働率（生産性）の見込みは不透明な側面もある。

以上より、1. 収益性の項目と同様、新型コロナウイルス等による影響についてどのような前提を採用するかにより生産性が変動する要因があることから、「3～4」と評価する。

4 安定性 《 評価 = 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 》  
(+) (－)

[理由等]

会社は創業以来、赤字決算の年が数期あるものの、着実に利益を積み上げている。その結果、第13期（令和3年3月期）末においては、純資産額は約125百万円あり、純資産額を総資産で割って算出する自己資本比率も70%を超えているため、財務的安定性は高いと判断される。

現金預金が第13期に約98百万円あることや、流動比率（流動資産÷流動負債）が5倍超であることから、短期的な支払能力も十分あると判断される。

上場企業のように絶対額は必ずしも大きくないことから、最高評価ではなく「4」と評価した。

5 総合評価 《 評価 = 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 》  
(+) (－)

[理由等]

総合評価は3～4とした。理由は以下のとおりである。

業態から将来的に大きな成長は見込みにくいものの、財務的な安定性は高い。

他方、収益性については、一定の収益性は認められるものの、直近の第13期（令和3年3月期）の決算では新型コロナウイルス等による影響があったものか、主たる事業であるテナント売上に大きな変動はないものの、会場、会議室貸売上、及びイベント売上が大きく落ち込み、営業赤字となっている。会社の収益性については、第12期以前の収益性から、本来の収益力は十分認められるものの、新型コロナウイルス等による影響が継続した場合には、収益力は不透明であるとも考えられる。

こうした状況を総合的に勘案し、新型コロナウイルス等による影響が残る前提と解消される前提を一定の幅で評価することとし、冒頭に記載のとおり総合的には3～4と評価した。

令和 4年 8月 24日

千代田区長 殿

公認会計士 近田直裕



- 住民自治の推進のためには、区の施策や事業の企画・立案などに区民等が参加し、意思形成にかかわることで、区政課題を共有し、解決の方策を共に考えていくことが必要である。
- 参画の各手法には、それぞれ特徴があり、効果を発揮するタイミングも異なる。複数の手法を併用し、広く区民等の意見を聴取、把握することが重要である。

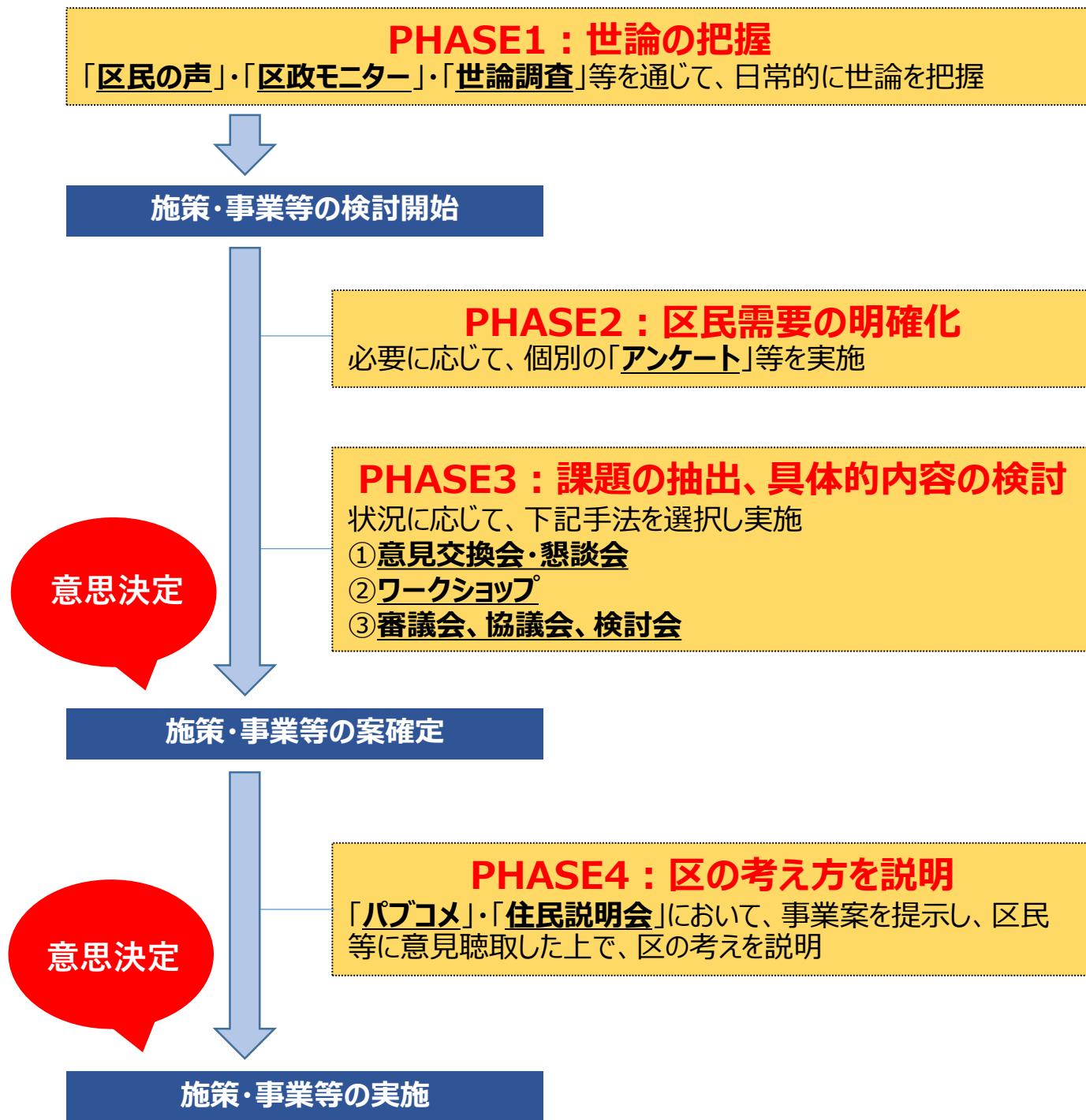
※パブリックコメントについて

パブリックコメント（以下「パブコメ」という）は、決定した区の計画案や方針案について、区民等に意見を求め、意見に対する区の考え方等を公表するものであるため、案を策定する段階で、それまでの参画による意見を整理しておくことが重要となる。

そのため、特にパブコメの対象事業は、右記のプロセスを意識して、施策・事業等の検討を行っていくことが肝要である。

パブコメの対象

- (1) 区の総合的な施策に関する方針・指針、構想、計画の策定及び重要な改定
- (2) 各行政分野の基本的な事項を定める方針・指針、構想、計画の策定及び重要な改定
- (3) 施設の整備（大規模改修を含む）や廃止に関する計画等の策定及び重要な変更
- (4) 区政に関する基本方針を定める条例の制定、重要な改定及び廃止
- (5) 区民に義務を課し、又は権利を制限することを定める条例（公租公課に係る条例を除く）の制定、重要な改定及び廃止
- (6) 区民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定、重要な改定及び廃止
- (7) その他、各所管部及び各事務局が必要と認めるもの



※各PHASEの目的を踏まえた意見聴取を実施するとともに、その達成状況について説明できるよう整理しておくことが必要。  
 ※区民等への説明責任を果たすためにも、参画による意見を踏まえ、判断の要因や理由を明確にし、意思決定を行うことが必要である。

○千代田区個人情報保護条例

平成10年10月16日条例第43号

**改正**

平成12年3月28日条例第4号

平成13年3月26日条例第3号

平成16年12月6日条例第21号

平成19年10月11日条例第25号

平成27年3月4日条例第1号

平成27年10月22日条例第28号

平成28年3月17日条例第1号

平成28年3月17日条例第2号

平成29年3月29日条例第2号

令和3年10月14日条例第21号

千代田区個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 個人情報の収集、登録及び管理（第6条—第13条）

第3章 個人情報の利用（第14条—第16条の2）

第4章 コンピュータによる処理（第17条・第18条）

第5章 自己情報等の開示及び訂正等の請求（第19条—第28条）

第6章 救済の手続（第29条—第30条）

第7章 制度の運営（第31条・第32条）

第8章 事業者に対する指導・勧告等（第33条）

第9章 補則（第34条—第38条）

第10章 罰則（第39条—第42条）

附則

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、区における個人情報の収集、管理並びに利用及び提供についての基本的事項

を定め、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、区民等に自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、区民等の権利利益の保護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 事業を営む個人の当該事業に係る情報

イ 公務員等（次のいずれかに該当する者をいう。）の当該職務に係る情報

(ア) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）

(イ) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（(ア)に該当する者を除く。）

(ウ) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員

(エ) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員（(ウ)に該当する者を除く。）

(2) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は収集した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第41条において同じ。）であつて、当該実施機関が保有している個人情報をいう。

(3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 特定の保有個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、氏名、生年月日その他の記述等により、特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をい

う。

- (5) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (7) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (8) 区民等 区内に住所を有する個人及び区内に住所を有しない個人であって実施機関によって自己に関する個人情報が管理されている者をいう。
- (9) 事業者 区内に事業所若しくは事務所を有し、又は区内において事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）又は個人をいう。
- (10) 受託者 実施機関から個人情報を取り扱う業務の処理を委託された区の機関以外の者をいう。
- (11) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、区が公の施設の管理者として指定した者で、当該管理に伴い個人情報を取り扱うものをいう。
- (12) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき、実施機関の指揮命令を受ける者をいう。

（実施機関等の責務）

**第3条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の取扱いに当たって、区民等の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

（区民等の責務）

**第5条** 区民等は、互いに個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

## 第2章 個人情報の収集、登録及び管理

（適正収集の原則）

**第6条** 実施機関は、個人情報収集するときは、当該個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

(収集禁止事項)

**第7条** 実施機関は、次の各号に掲げる事項（以下「収集禁止事項」という。）に係る個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 犯罪に関する事項
- (3) その他社会的差別の原因となる事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、収集禁止事項に係る個人情報を収集することができる。

- (1) 法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「法令等」という。）により収集できると認められるとき。
- (2) 正当な業務の遂行に関連し、当該業務目的の範囲内で収集する場合で、あらかじめ第31条第1項に規定する千代田区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、実施機関が公益上必要不可欠であると認めるとき。

(収集の制限)

**第8条** 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。）を収集するときは、当該個人情報において識別され得る個人（以下「本人」という。）に収集の目的を明示して、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等により本人以外から収集できると認められるとき。
- (3) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上又は区民福祉の向上のため特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号及び第6号の規定により個人情報を収集したときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いてその必要がないと実施機関が認める

ときは、この限りでない。

- 3 本人又はその代理人により法令等に基づく申請行為その他これに類する行為が行われたときは、第1項本文の規定による収集がなされたものとみなす。

(特定個人情報の収集又は保管の制限)

**第8条の2** 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(個人情報ファイルの登録)

**第9条** 実施機関は、個人情報ファイルを保有する場合は、次の各号に掲げる事項を個人情報登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 対象となる個人の範囲
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目
- (5) 個人情報ファイルの保管期限
- (6) 個人情報ファイルの保管部課
- (7) 個人情報保護管理責任者
- (8) 個人情報ファイルに記録される個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合  
には、その提供先
- (9) 前各号に掲げるもののほか、千代田区規則（以下「規則」という。）で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報ファイルを廃止し、又は同項各号に掲げる登録事項を変更したときは、速やかに登録簿から当該登録を抹消し、又は登録簿における登録事項の内容を修正しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による登録をしたとき、又は前項の規定による抹消若しくは修正をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項の登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(適正管理の原則)

**第10条** 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- (2) 個人情報の漏えい、紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。

2 実施機関は、個人情報管理する必要がなくなったときは、これを速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

**第11条** 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。

2 個人情報保護管理責任者は、個人情報の収集、保管及び利用の状況を点検し、所属職員を指導及び監督しなければならない。

3 個人情報保護管理責任者は、所属職員に対し、所掌する事務の範囲を超えて個人情報を取り扱わせてはならない。

(研修の実施)

**第12条** 実施機関は、個人情報を取り扱う実施機関の職員に対し、個人情報の保護に関し必要な知識を付与し、意識の向上を図るため、研修を行わなければならない。

**第13条** 削除

### 第3章 個人情報の利用

(適正利用の原則)

**第14条** 実施機関は、収集した保有個人情報を第9条第1項第2号の利用目的（以下「利用目的」という。）に即して、適正に利用しなければならない。

(目的外利用の制限)

**第15条** 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。）を目的外利用（利用目的の範囲を超えて当該個人情報を区の機関内において利用することをいう。以下同じ。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等により目的外利用ができると認められるとき。
- (3) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が公益又は区民福祉の向上のため特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定により目的外利用をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いてその必要がないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、目的外利用をしたときは、規則で定めるところによりその旨を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

**第15条の2** 実施機関は、特定個人情報を利用目的以外の目的で利用してはならない。

2 実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により実施機関が特定個人情報を利用目的以外の目的で利用した場合に準用する。

(外部提供の制限)

**第16条** 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。）を外部提供（区の機関以外の者への提供をいう。以下同じ。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等により外部提供することとされているとき。

(3) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 第34条の2第1項に規定する業務の委託、同条第2項に規定する公の施設の管理者の指定又は第34条の3第3項に規定する第三者への業務の委託にあたって、その業務の執行上、受託者等（受託者及び指定管理者並びにこれらの者から当該個人情報を取り扱う業務につき順次にその全部又は一部の委託を受けた者をいう。以下同じ。）へ提供することが必要不可欠なとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が公益又は区民福祉の向上のため特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第5号の規定により外部提供をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いてその必要がないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、外部提供をしたときは、規則で定めるところによりその旨を記録し、一般の閲覧

に供しなければならない。

- 4 実施機関は、外部提供をするときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
- 5 第1項ただし書の規定により保有個人情報の提供を受けた者は、第1条の目的に即して、適正に利用しなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

**第16条の2** 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により実施機関が特定個人情報を提供する場合に準用する。
- 3 第1項の規定により特定個人情報の提供を受けた者は、番号法第1条の目的に即して、適正に利用しなければならない。

#### 第4章 コンピュータによる処理

(コンピュータによる処理)

**第17条** 実施機関は、個人情報をコンピュータにより処理しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 実施機関は、収集禁止事項に係る個人情報をコンピュータにより処理してはならない。ただし、コンピュータによる処理が業務上必要不可欠と認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いて処理することができる。

(コンピュータの結合の制限)

**第18条** 実施機関は、個人情報を処理するため、区のコンピュータと区以外の者のコンピュータとの通信回線その他の方法による結合をしてはならない。ただし、あらかじめ審議会の意見を聴いて区民福祉の向上のために必要であり、かつ、区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定によりコンピュータを結合するときは、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定によりコンピュータの結合を行った場合において、区民等の基本的人権を不当に侵害するおそれが生じたときは、当該結合の切断その他の必要な措置を講じるとともに、審議会に報告しなければならない。

## 第5章 自己情報等の開示及び訂正等の請求

(自己情報等開示請求権)

**第19条** 区民等は、実施機関の保有個人情報で自己に係る部分（以下「自己情報」という。）について、当該実施機関に対しその開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 死亡した区民等の遺族で規則で定める者（以下「遺族」という。）は、実施機関の保有個人情報で当該死亡した区民等に係る部分（以下「死者の個人情報」という。）について、当該実施機関に対し、開示請求をすることができる。

3 実施機関は、前2項に規定する開示請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する自己情報及び死者の個人情報（以下「自己情報等」という。）を除き、開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、第24条第1項に規定する請求者に開示することができないもの

(2) 個人の評価、診断、判断、指導、相談、推薦、選考等（以下「評価等」という。）に関するもので、開示することにより当該評価等に係る実施機関の適正な業務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるもの

(3) 取締り、調査、交渉、争訟等に関するもので、開示することにより、実施機関の適正な業務の遂行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(4) 開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるもの

(5) 遺族による開示請求であって、開示することが開示の対象となる者（以下「開示対象者」という。）の利益に反すると認められるもの

(6) 第23条の法定代理人による開示請求であって、開示することが開示対象者の利益に反すると認められるもの

(7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から提供された個人情報であって、開示することにより当該情報を提供した者の適正な業務の遂行に支障を生じるおそれがあると認められるもの

4 実施機関は、開示請求に係る自己情報等に、前項各号に該当することにより開示しないことができる自己情報等とそれ以外の自己情報等とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、開示しないことができる部分を除いて開示請求に応じなければならない。

(自己情報等の存否に関する情報)

**第19条の2** 開示請求に対し、当該請求に係る自己情報等が存在しているか否かを答えるだけで、非開示とすべき情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報等の存否を明らか

にしないで、当該請求を拒否することができる。

(自己情報等訂正請求権)

**第20条** 区民等（死者の個人情報については、遺族。以下同じ。）は、自己情報等の事実に関する部分に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報等の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

(自己情報等利用停止等請求権)

**第21条** 区民等は、実施機関が次の各号のいずれかに該当する処理をしていると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止等請求」という。）をすることができる。

- (1) 第6条、第7条若しくは第8条第1項の規定に違反して自己情報等を収集しているとき、第8条の2の規定に違反して自己に係る特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を収集し、若しくは保管しているとき、第15条第1項の規定に違反して自己情報等を目的外利用しているとき、第15条の2第1項の規定に違反して利用目的以外の目的で自己に係る特定個人情報を利用しているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに自己に係る特定個人情報が記録されているとき 当該自己情報等の利用停止又は削除
- (2) 第16条第1項の規定に違反して自己情報等を外部提供しているとき 当該自己情報等の外部提供の停止
- (3) 第16条の2第1項の規定に違反して自己に係る特定個人情報を提供しているとき 当該自己情報等の提供の停止
- (4) 第17条の規定に違反して自己情報等をコンピュータにより処理しているとき 当該自己情報等の削除

**第22条** 削除

(代理人による請求)

**第23条** 本章に規定する自己情報等の開示請求、訂正請求又は利用停止等請求（以下「請求等」という。）の権利を有する区民等（以下「請求権者」という。）の法定代理人は、請求権者に代わってこれらの権利を行使することができる。請求権者から正当な委任を受けた代理人も、また同様とする。

(請求の方法)

**第24条** 請求等をしようとする者（以下「請求者」という。）は、実施機関に対し、請求権者又は

その代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報等を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があるときは、請求者に対して補正を求めることができる。

この場合において、実施機関は補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(請求に対する決定等)

**第25条** 実施機関は、前条第1項に規定する請求があったときは、その日から起算して、開示請求にあつては15日以内に、その他の請求にあつては20日以内に、当該請求に応じるか否かの決定をし、その旨を書面により速やかに請求者に通知しなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項において当該請求に応じない旨（請求の一部について応じない旨を含む。）の決定をしたときは、その理由を併せて請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に決定することができないときは、30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、第1項に規定する期間内に当該延長の理由及び決定することができる時期を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前条第1項に規定する請求に係る自己情報等が存在しないときは、その旨を決定し、書面により請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、開示請求に係る情報に請求者以外の者に関する情報が含まれている場合において必要があると認めるときは、当該請求者以外の者に対し、意見を聴くことができる。

6 実施機関は、前項の規定により意見を聴く機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

(決定後の手続)

**第26条** 実施機関は、前条第1項の規定により請求に応ずる旨の決定（当該請求の一部について応

ずる旨の決定を含む。)をしたときは、速やかに当該決定に係る情報の開示、訂正又は第21条各号に定める措置をしなければならない。

- 2 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報等の訂正請求又は利用停止等請求に応ずる旨の決定をしたときは、当該自己情報等の提供先（情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該決定に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なくその内容を書面により通知する等必要な措置を講じなければならない。

（開示の方法）

**第27条** 実施機関は、自己情報等を開示するときは、規則で定めるところにより、当該自己情報等が記録されている物の種類、性質及び状態に応じて閲覧、視聴又は写しの交付のいずれかにより行うものとする。

（費用負担）

**第28条** この条例の規定による自己情報等の開示、訂正及び第21条各号に定める措置に係る手数料は、無料とする。ただし、前条の写しの交付における写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

- 2 前項ただし書の費用の額は、規則で定める。ただし、実施機関は、請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該費用の額を減額し、又は免除することができる。

## 第6章 救済の手続

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

**第29条** 第25条第1項若しくは同条第4項の決定又は請求等に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（救済の方法）

**第29条の2** 前条の審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁（以下「審査庁」という。）は、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく、千代田区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して当該審査請求について裁決を行わなければならない。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2） 審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（第三者が開示に反対の意思を表示している場合を除く。）

- (3) 審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の第21条各号に定める措置をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 審査庁は、審査請求があったときは、その翌日から起算して90日以内に審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

**第30条** 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれの日と開示する日との間に少なくとも2週間をおき、書面で開示する日を当該第三者に通知しなければならない。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る非開示決定（部分開示を含む。）を取り消し、又は変更し、開示する旨の裁決（第三者が開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第7章 制度の運営

(個人情報保護審議会)

**第31条** 個人情報保護制度の公正かつ適正な運営を図るため、区長の附属機関として千代田区個人情報保護審議会を設置する。

2 前項の審議会は、区民、学識経験のある者等のうちから区長が委嘱する委員10名以内をもって構成する。

3 審議会の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審議会の会議は、公開とする。ただし、個人に係る事項又はコンピュータの安全対策に関するもので、公開することにより、実施機関の適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれがある事項について審議するときは、非公開とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(実施状況の公表)

**第32条** 区長は、毎年1回各実施機関の個人情報保護制度の実施状況をとりまとめ、公表するもの

とする。

## 第8章 事業者に対する指導・勧告等

(事業者に対する指導・勧告等)

**第33条** 区長は、事業者（受託者等を含む。以下この条において同じ。）が個人情報の保護を図るために適切な措置を講ずることができるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

- 2 区長は、事業者がこの条例の趣旨に反する行為をしていると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 3 区長は、事業者がこの条例の趣旨に著しく反する行為をしていると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対しその行為の是正若しくは中止を指導し、又は勧告することができる。
- 4 区長は、事業者が前項による指導又は勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いてその事実を公表することができる。

## 第9章 補則

(受託者等への準用)

**第34条** 第2章から第5章までの規定は、受託者等が個人情報を取り扱う場合に準用する。

- 2 前項の場合において、この条例に基づき審議会の意見を聴くこととされている事項については、委託又は指定をした実施機関（以下「委託実施機関」という。）を通じて行うものとする。
- 3 第1項の場合において、第9条に規定する登録は、委託実施機関に対し個人情報ファイルを提出して行うものとする。
- 4 第5章の規定の準用については、受託者等の保有個人情報（受託者等が保有している個人情報であって、第2条第2号に準ずるものをいう。）は、委託実施機関の保有個人情報とみなす。この場合において、受託者等は、委託実施機関が請求に対する決定をするにあたり、当該保有個人情報及び委託実施機関が必要と認める資料を提出しなければならない。
- 5 受託者等は、請求に対する委託実施機関の決定があったときは、これに従わなければならない。
- 6 第1項の規定による準用について必要な読替えは、規則で定める。

(委託等に係る措置)

**第34条の2** 実施機関は、個人情報を取り扱う業務の処理を委託しようとするときは、受託者に対して、前条の規定により適用される条例の規定について説明し確認するとともに、当該委託契約において、個人情報を保護するため必要な措置を求めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を取り扱う公の施設の管理者を指定しようとするときは、指定管理者に

対して、前条の規定により適用される条例の規定について説明し確認するとともに、指定条件において、個人情報保護のために必要な措置を求めなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により業務の委託をしようとするとき、前項の規定により公の施設の管理者を指定しようとするとき又は次条第3項の規定により第三者への業務の委託を承諾しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

(受託者等の責務)

**第34条の3** 受託者等は、第34条の規定により準用される各条項を遵守しなければならない。

- 2 受託者等及び当該受託業務（指定管理者の行う公の施設の管理業務を含む。以下同じ。）に従事している者又は従事していた者は、受託した業務の範囲を超えて個人情報の加工、再生、複製等をし、又は受託した業務について知り得た個人情報を他に漏らし、若しくは受託した業務を処理する目的以外に利用してはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

- 3 受託者等は、当該受託業務のうち個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託しようとするときは、委託実施機関の承諾を受けなければならない。

- 4 前項の承諾を受けた受託者等は、当該委託業務における個人情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(派遣労働者の責務)

**第34条の4** 派遣労働者は、労働者派遣契約に基づく業務の範囲を超えて個人情報の加工、再生、複製等をし、又は当該業務について知り得た個人情報を他に漏らし、若しくは当該業務を処理する目的以外に利用してはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

(出資等法人の責務)

**第34条の5** 区が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が指定するものは、個人情報を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するに当たり、この条例の趣旨を尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(国等への要請)

**第35条** 区長は、個人情報の保護を図るため必要と認めるときは、国又は他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

(他の制度との調整)

**第36条** この条例は、他の法令等の規定により、自己情報等の請求等その他これらに類する手続が定められている場合については適用しない。ただし、番号法附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムによる自己に係る特定個人情報の開示手続についてはこの限りでない。

2 この条例は、実施機関が区民等の利用に供することを目的として、図書館その他の施設において管理している図書、図画等に記録されている個人情報については適用しない。

(苦情の申出)

**第37条** 区民等は、実施機関及び受託者等が行う個人情報の取扱いについての苦情を実施機関に申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

3 区民等は、事業者が行う個人情報の取扱いについての苦情を区長に申し出ることができる。

4 区長は、前項の苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

**第38条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第10章 罰則

(罰則)

**第39条** 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託者等の当該受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者（以下「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。次項において同じ。）を実施機関以外の者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号イに規定する個人情報ファイルを実施機関以外の者に提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 職員等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 第34条の2第1項の規定による業務の委託若しくは同条第2項の規定による公の施設の管理者の指定若しくは第34条の3第3項の規定による業務の委託を受けた法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3項に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

**第40条** 第31条第5項の規定に違反して職務上知り得た個人の秘密を漏らした者は、1年以下の懲

役又は50万円以下の罰金に処する。

**第41条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第42条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第31条の規定は、規則で定める日から施行する。(平11規則1・平11.1.26施行)

(実施のための準備)

2 この条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を確保するため、実施機関は、この条例の施行の前においても、個人情報を取り扱う業務の登録、この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされている事項についての諮問その他必要な準備を行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、実施機関が既に行った、又は現に行っている個人情報の収集、管理及び利用並びに電子計算組織による処理については、この条例の規定により行ったものとみなす。

(東京都千代田区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

4 東京都千代田区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和62年千代田区条例第18号。以下「電算条例」という。)は、廃止する。

(電算条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際、この条例による廃止前の電算条例第11条又は第12条の規定によって行われた個人情報の開示、訂正又は削除の請求で、当該請求について決定をしていないものは、この条例の規定により行われた開示、訂正又は削除の請求とみなす。

附 則 (平成12年3月28日条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月6日条例第21号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年10月11日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年3月4日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年10月22日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中第15条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第21条（見出しを含む。）から第24条までの改正規定、第26条の改正規定、第28条の改正規定及び第36条の改正規定並びに第2条中第16条の2に1項を加える改正規定、第34条の2の改正規定及び第39条の改正規定  
平成28年1月1日

（2） 第2条中第2条の改正規定、第15条の2の改正規定、第21条の改正規定及び第26条の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

**附 則**（平成28年3月17日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の千代田区情報公開条例の規定、第2条の規定による改正前の千代田区個人情報保護条例の規定、第3条の規定による改正前の千代田区情報公開・個人情報保護審査会条例の規定、第5条の規定による改正前の千代田区議会等の審理、喚問、聴問等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の規定、第6条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定及び第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年3月17日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

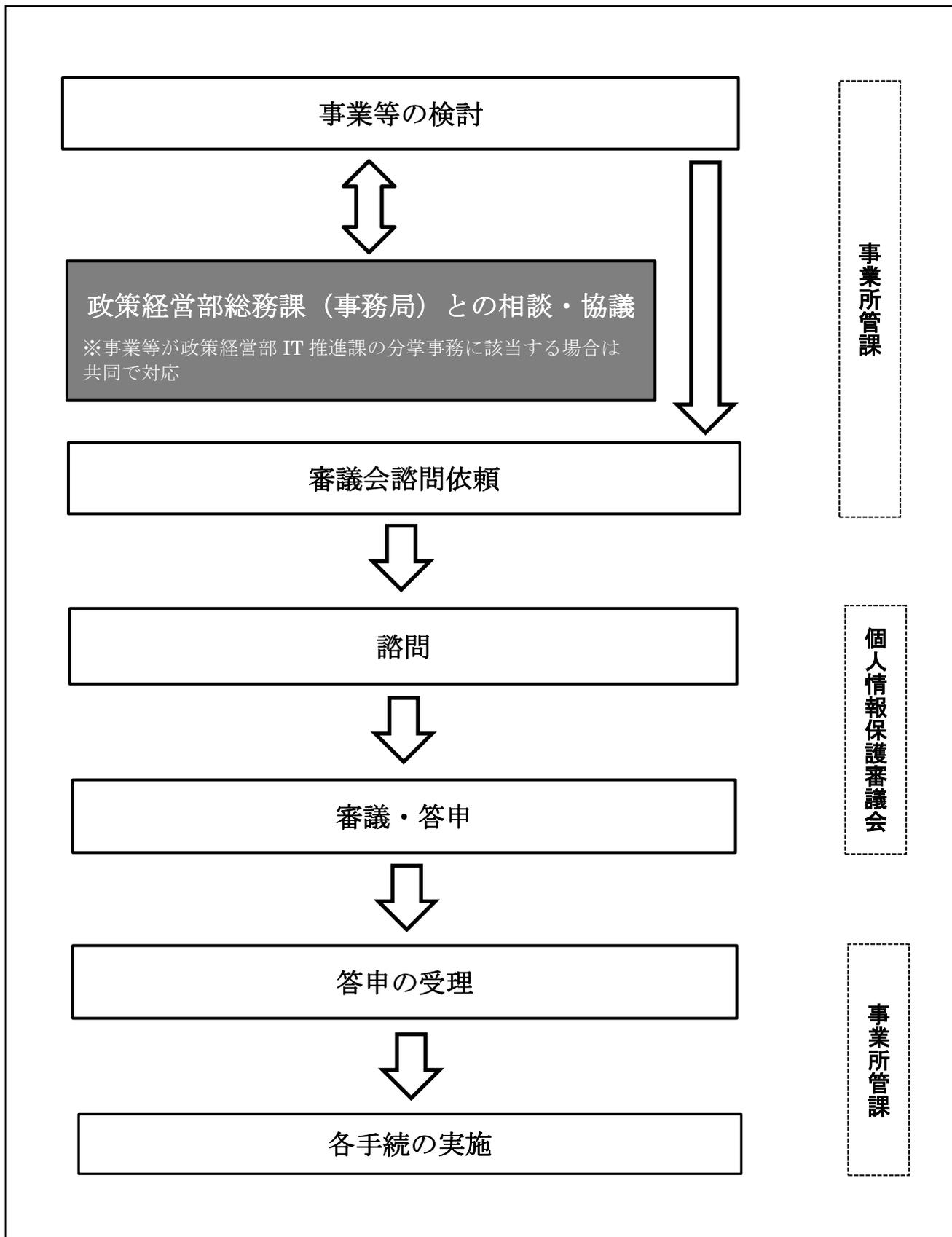
**附 則**（平成29年3月29日条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

**附 則**（令和3年10月14日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 個人情報保護審議会へ諮問する場合の事務の流れ図



## 神田警察通りの整備に係るアンケート 概要と結果

配布期間: 令和元年12月4日～令和元年12月15日

受領期間: 令和元年12月6日～令和2年 1月30日

### ● 配布方法

神田警察通りの対象エリアに対し、ポスティングを実施。

ポスティングは、郵便受け投函を基本とし郵便受けの無い世帯には扉に挟むか直接手渡しを実施。

地権者に対しては、アンケートを郵送し返信用封筒にて回答頂いた。

### ● アンケート結果

配布数	回答数	回答率
4704	680	14.5%

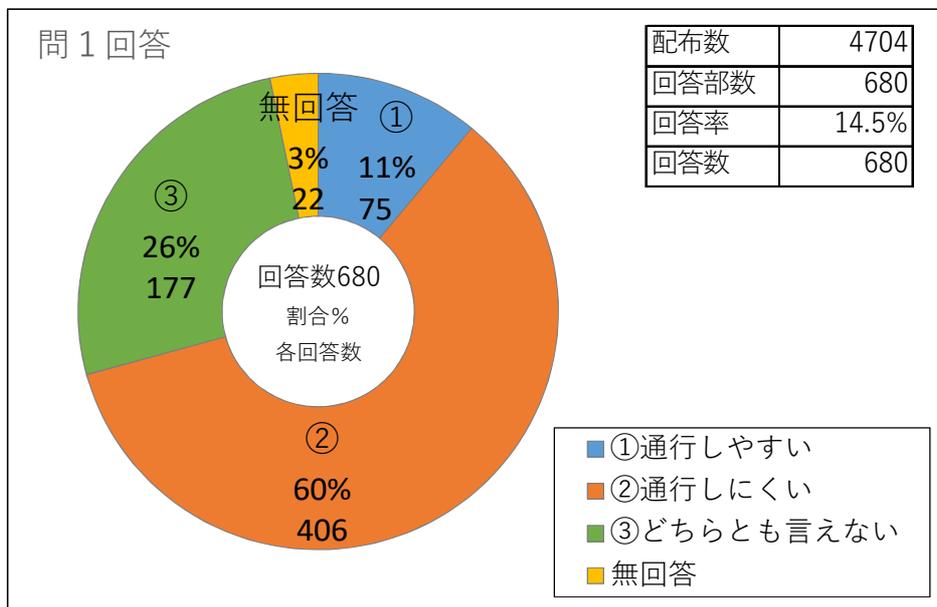
### ● アンケート配布範囲図



## 神田警察通りの整備に係るアンケート 結果

問1 『現在の神田警察通りの歩道について、どのように考えますか？』

- ① 通行しやすい
- ② 通行しにくい
- ③ どちらとも言えない

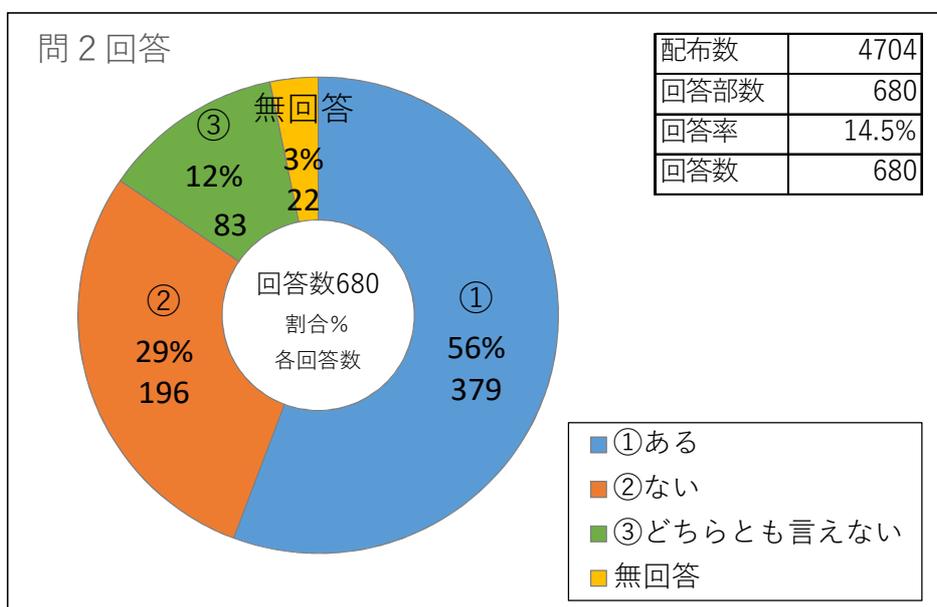


代表的なご意見

- ・ 不便を感じたことがなく、通行しやすい。
- ・ 歩道の幅が狭いため、通行しにくい。
- ・ 街路樹の影響によりすれ違いにくく、通行しにくい。
- ・ 歩道が傾斜していて、通行しにくい。
- ・ 場所によるため、どちらとも言えない。

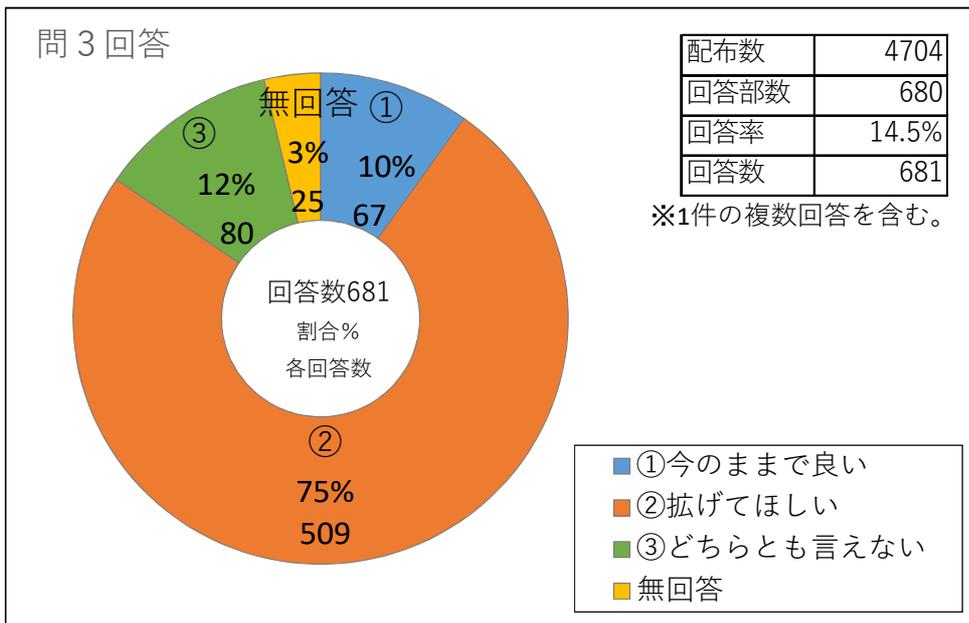
問2 『神田警察通りを通行の際に、接触などで不安を感じたことはありますか？』

- ① ある
- ② ない
- ③ どちらとも言えない



問3 『神田警察通りの歩道の幅を拡げることについて、どのように考えますか?』

- ①今のままで良い
- ②拡げてほしい
- ③どちらとも言えない

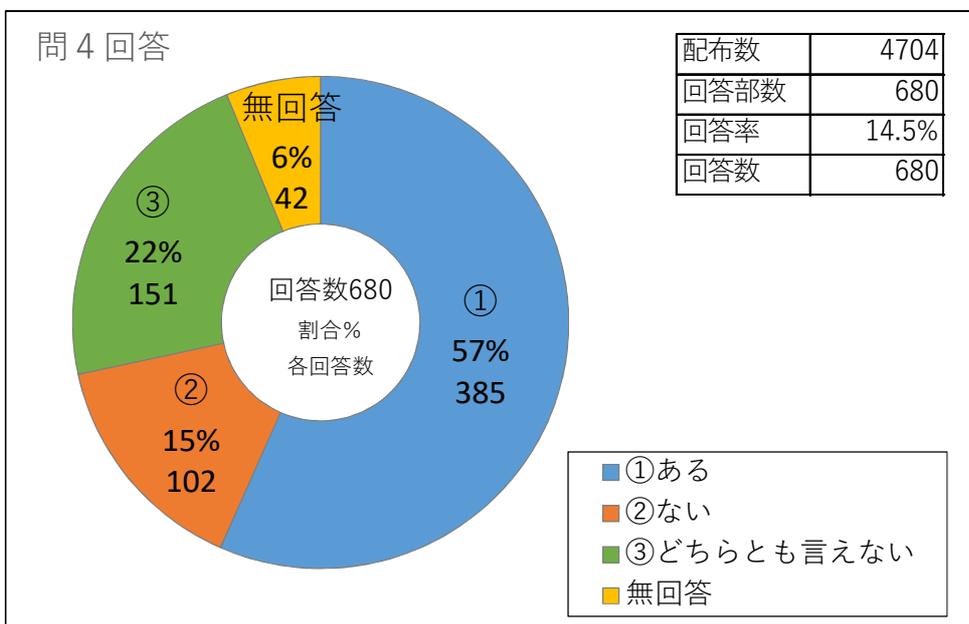


代表的なご意見

- ・不便を感じたことがないため、今のままで良い。
- ・歩道が狭いため歩きやすくなるように、拡げてほしい。
- ・安全のため、拡げてほしい。
- ・車道の車線数が多いと感じため、拡げてほしい。
- ・拡げたときのデメリットがあるため、どちらとも言えない。

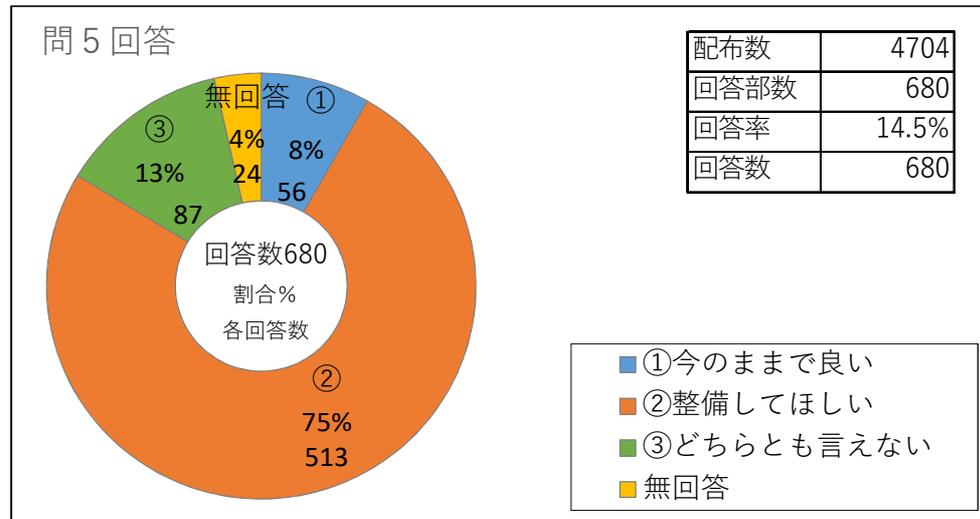
問4 『神田警察通りを自転車で通行の際に、危険や不便を感じたことはありますか?』

- ①ある
- ②ない
- ③どちらとも言えない



問5 『神田警察通りに自転車走行空間を整備することについて、どのように考えますか?』

- ①今のままで良い
- ②整備してほしい
- ③どちらとも言えない

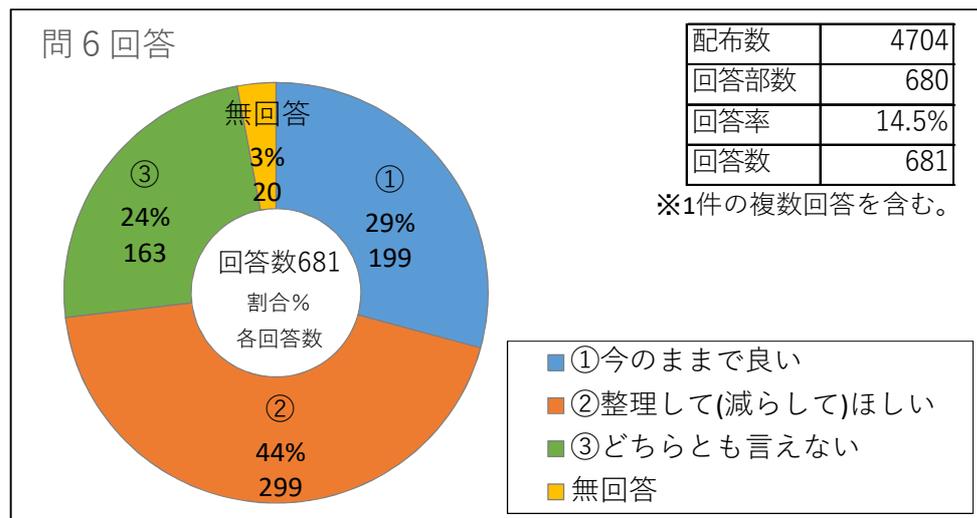


代表的なご意見

- ・不便を感じたことがないため、今のままで良い。
- ・歩行者の安全の為、整備してほしい。
- ・歩道が狭いため、整備してほしい。
- ・歩行中、自転車により恐怖を感じたことがあるため、整備してほしい。
- ・自転車を利用しないため、どちらとも言えない。

問6 『神田警察通りの路上パーキングについて、どのように考えますか?』

- ①今のままで良い
- ②整理して(減らして)ほしい
- ③どちらとも言えない

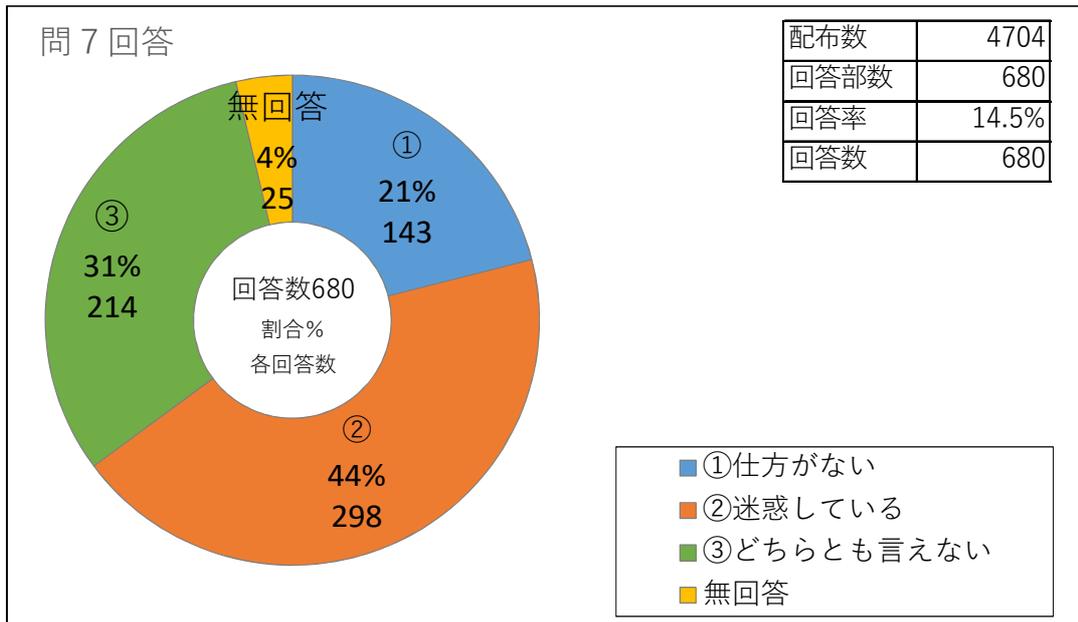


代表的なご意見

- ・業務で使用している人もいるため、今のままで良い。
- ・利用しているため、今のままで良い。
- ・見通しが悪く危険なため、減らしてほしい。
- ・全く無くしては困るが、整理してほしい。
- ・周辺の民間パーキングは高いので、どちらとも言えない。

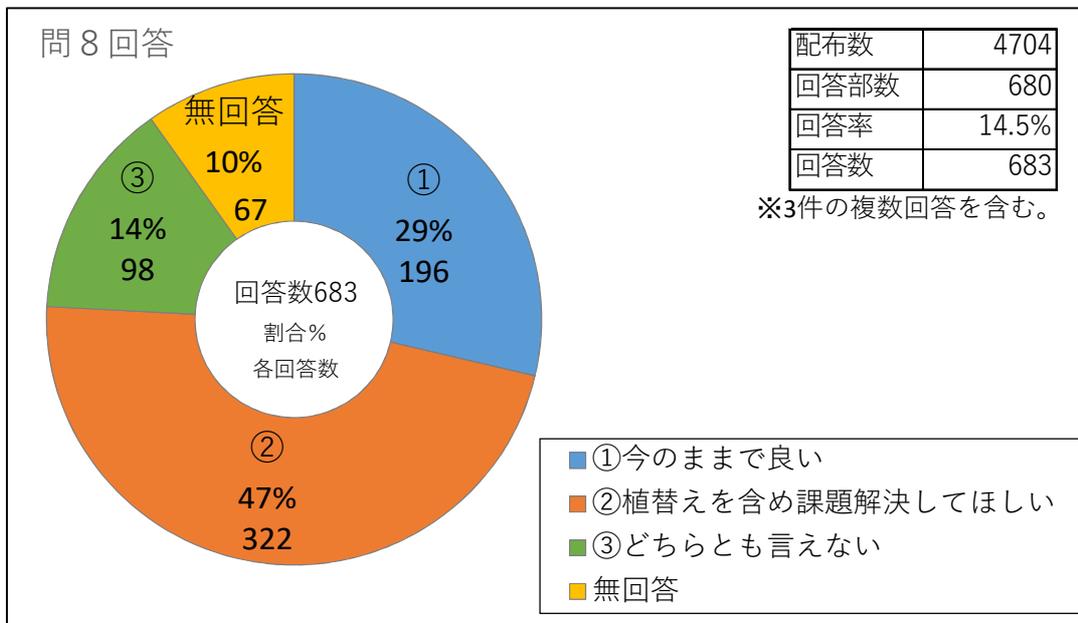
問7 『大型車両が長い時間駐車している状況について、どのように感じていますか？』

- ①仕方がない
- ②迷惑している
- ③どちらとも言えない



問8 『神田警察通りの街路樹について、どのように考えますか？』

- ①今のままで良い
- ②植替えを含め課題解決してほしい
- ③どちらとも言えない



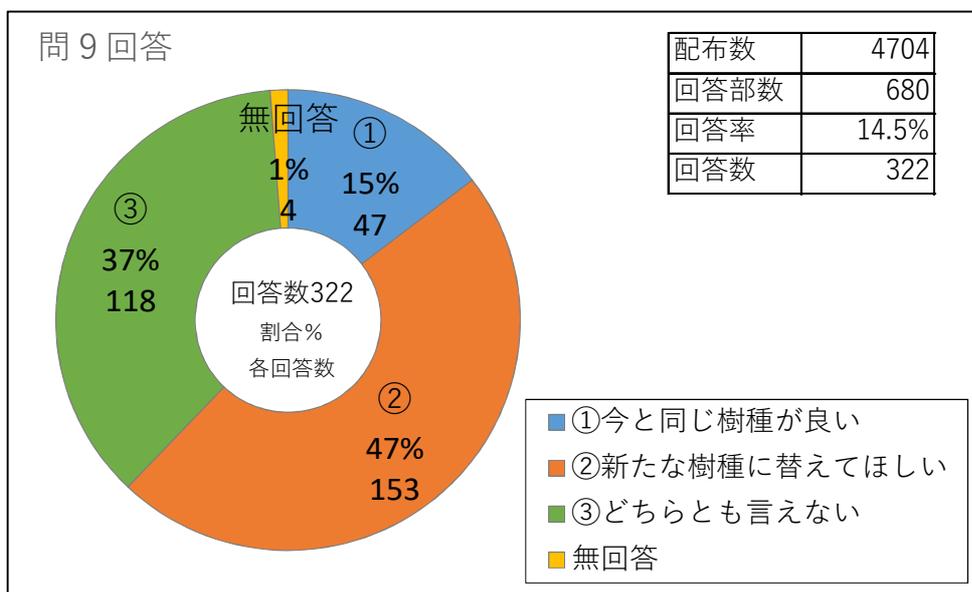
代表的なご意見

- ・四季が感じられ日除けにもなるので、今のままで良い。
- ・今ある樹木を切るのは嫌なので、今のままで良い。
- ・街路樹が大きく通行しにくいので、植替えを含め課題解決してほしい。
- ・落葉樹以外が良いので、植替えを含め課題解決してほしい。
- ・コスト次第のため、どちらとも言えない。

<問8で②を選択された方>

問9 『神田警察通りの街路樹の樹種について、どのように考えますか?』

- ①今と同じ樹種が良い
- ②新たな樹種に替えてほしい
- ③どちらとも言えない



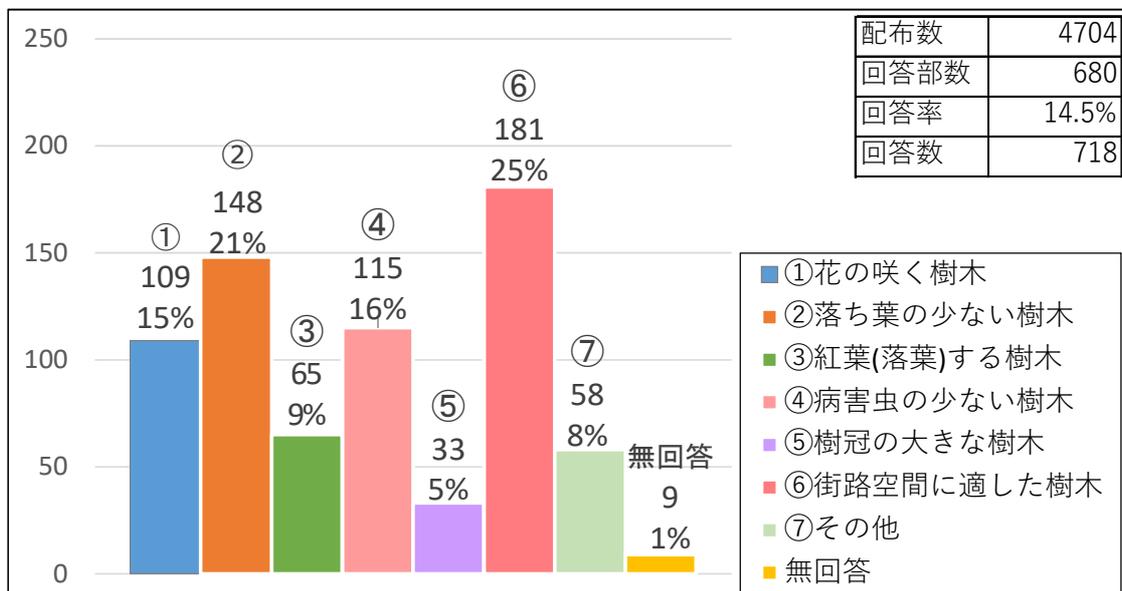
代表的なご意見

- ・今のままで良いため、今と同じ樹種が良い。
- ・イチョウ等紅葉する樹木が良いため、今と同じ樹種が良い。
- ・落葉、臭いの少ない、新たな樹種に替えてほしい。
- ・明るく見通しが良くなるよう、新たな樹種に替えてほしい。
- ・分からないため、どちらとも言えない。
- ・樹種はなんでも良いので、どちらとも言えない。

<問9で②または③を選択された方>

問10 『神田警察通りの街路樹には、どのような樹木が相応しいと考えますか?』【複数回答可】

- ①花の咲く樹木
- ②落ち葉の少ない樹木
- ③紅葉(落葉)する樹木
- ④病害虫の少ない樹木
- ⑤樹冠の大きな樹木
- ⑥街路空間に適した樹木
- ⑦その他



# 神田警察通り道路整備についてのアンケートの協力願い

師走を迎え、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は、千代田区の道路事業等にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、神田警察通りは、神田地区を東西に貫き、「まち」「みどり」「歴史」「文化」「人」をつなぐ役割を担っています。

今後、このつながりを通して、まちの個性と魅力を価値へとつなげ、地域のコミュニティーや賑わいを促進していく場所として、さらなる役割を果たすための整備が求められています。

今般、神田警察通りの整備を進めるにあたり、道路整備の考え方や道路を構成する大きな要素である街路樹について、皆様のご意見を伺いたく、アンケートを実施するものです。※詳細は別紙【神田警察通りの課題と道路整備について】をご覧ください。

大変お忙しいかと存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 【位置図】



## 【ご回答方法】

別紙アンケート用紙にご記入のうえ、  
大変お手数ですが返信用封筒にて切手を貼らずにポストへ投函をお願い致します。  
※窓口での受付はしておりません。

## 【回答期限】

令和元年12月25日 まで

## 【お問合せ先】

ご不明な点等ございましたら、下記担当までお問合せ下さい。

千代田区 環境まちづくり部 道路公園課  
担当 中村、西川

TEL 03-5211-4242



## 【神田警察通りの課題と道路整備について】

神田警察通りは神田地区を東西につなぐ、延長約1,360m、道路幅員22mの通りで、靖国通りと並び、地域の生活基盤として重要な役割を担う道路です。

ところが、当該道路は従来からの自動車優先の幅員構成であることから、区道の中でも比較的広い幅員の道路であるにもかかわらず、①歩道の幅員が狭く、さらに、自転車も一緒に歩道を使用しているため、誰もが安全に安心して通行できるとは言い難い状況にあります。

また、②街路樹が大きく成長しすぎ、根っこが原因による舗装の段差やひび割れ等が発生していることから、歩道が歩きづらいという課題があります。

①



②



区では、こうした状況や課題等を解決するために、神田警察通り沿道整備推進協議会において、平成25年3月に『神田警察通り沿道賑わいガイドライン』を策定し、道路のガイドラインや具体的な整備計画を検討してまいりました。(※1)

平成28年度から、Ⅰ期区間(共立女子学園前)の工事を開始し、平成30年7月に竣工したところです。

今後、Ⅱ期以降(白山通り交差点から中央通り交差点までの区間約1,140m)の整備を進めるにあたり、道路整備と街路樹のあり方等について、沿道にお住いやお勤めの皆様にご意見を伺いながら検討してまいります。

そのため、今回のアンケートを実施するものです。

(※1) 神田警察通り整備のガイドライン

○基本方針

『車線数を4車線から3車線に減少し、駐車レーンを原則廃止するなどの整備を行い、自動車中心から人と賑わい中心の道路へと転換を図る。』

○整備手法

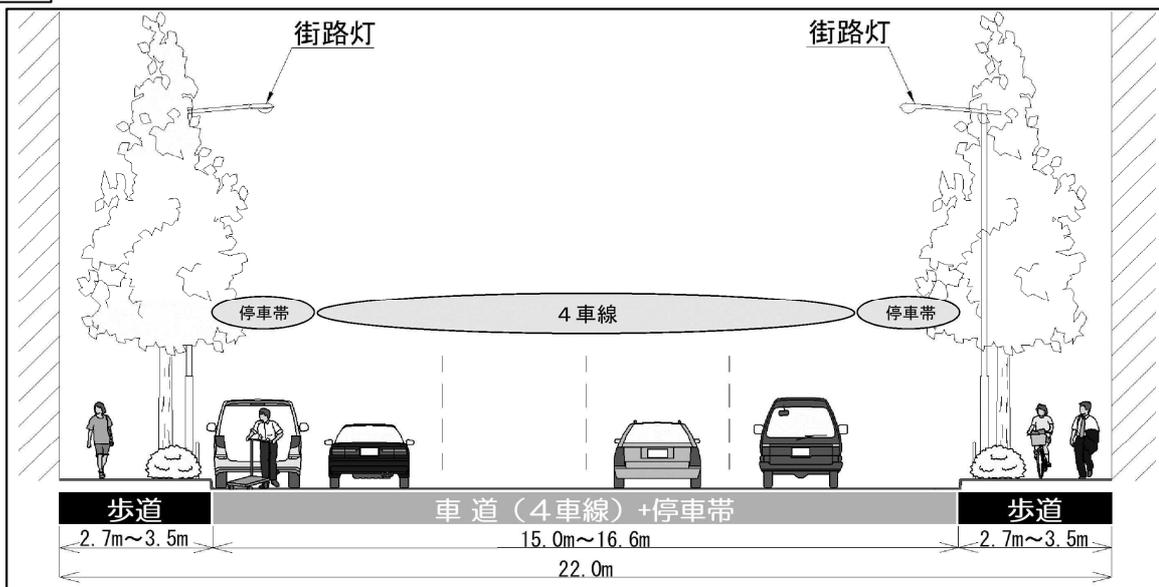
- ・歩道空間の拡幅と快適化
- ・自転車走行空間の整備
- ・豊かな街路樹の整備
- ・街路灯の整備

詳細については、千代田区HPの「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」をご覧ください。

# 神田警察通り整備イメージ

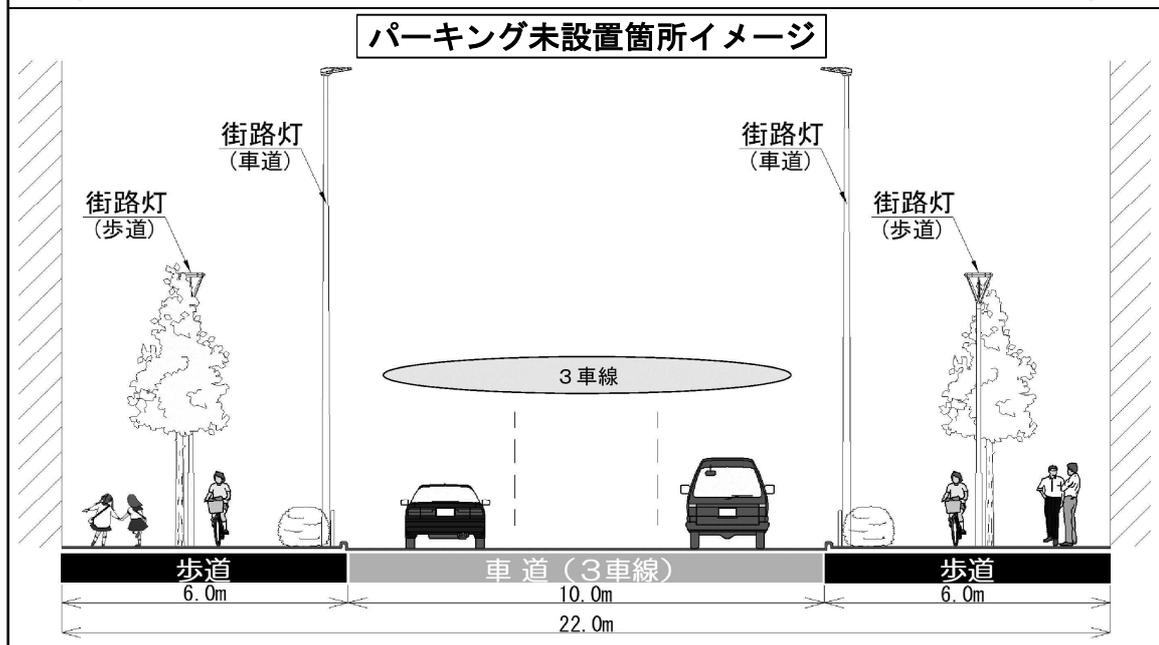
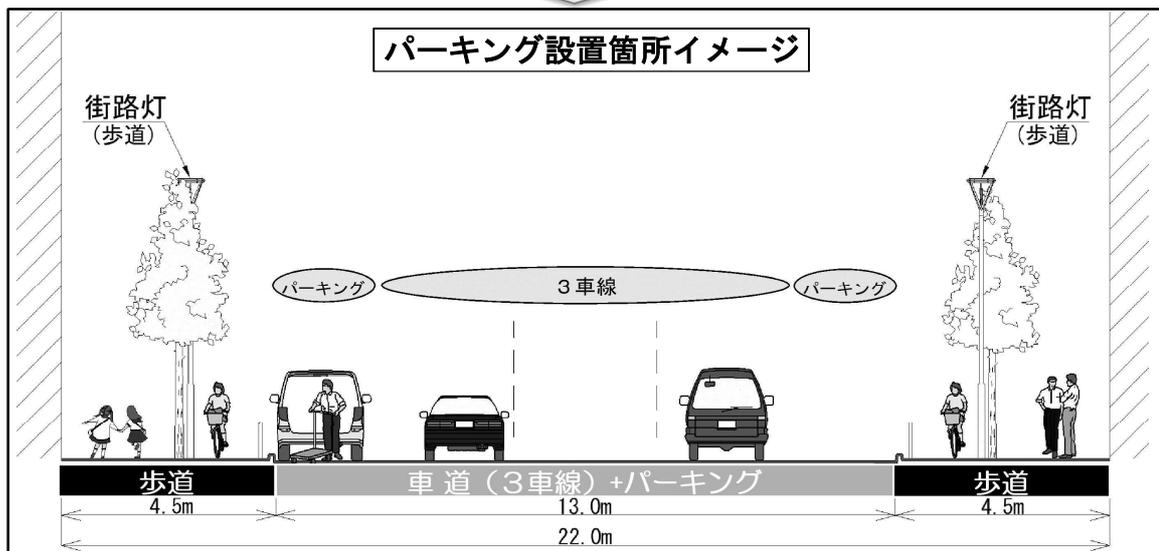
## イメージ図

### 現況



車線数を4車線から3車線へ減らします

### 整備後 (検討中)



※パーキング設置の有無により、幅員構成が異なります

## アンケート用紙

神田警察通りの整備について改めてお伺いします。

○千代田区では、誰もが安全で安心して快適に利用できるユニバーサルデザインの考えに立ち、道路整備を進めています。

問1『現在の神田警察通りの歩道について、どのように考えますか?』

- ① 通行しやすい                      ② 通行しにくい                      ③ どちらとも言えない  
理由 ( )

○神田警察通りは、従来からの自動車優先の幅員構成になっているため、道路全体の幅に対して歩道の幅が狭い状況にあります。

問2『神田警察通りを通行の際に、接触などで不安を感じたことはありますか?』

- ① ある                                      ② ない                                      ③ どちらとも言えない

問3『神田警察通りの歩道の幅を拡げることについて、どのように考えますか?』

- ① このままで良い                      ② 拡げてほしい                      ③ どちらとも言えない  
理由 ( )

○神田警察通りは、西(一ツ橋)から東(神田駅)へ向けての一方通行道路であることから、自転車で逆方向へ進む場合、車道を通行すると違反になります。そのため、逆方向へ進むときには狭い歩道を走行せざるを得ない状況にあります。

問4『神田警察通りを自転車で通行の際に、危険や不便を感じたことはありますか?』

- ① ある                                      ② ない                                      ③ どちらとも言えない

問5『神田警察通りに自転車走行空間を整備することについて、どのように考えますか?』

- ① このままで良い                      ② 整備してほしい                      ③ どちらとも言えない  
理由 ( )

○神田警察通りには、沿道の荷捌きや短時間駐車のために路上パーキングが設置されています。一方で、大型車両が長い時間駐車している状況があります。

問6『神田警察通りの路上パーキングについて、どのように考えますか?』

- ① このままで良い                      ② 整理して(減らして)ほしい                      ③ どちらとも言えない  
理由 ( )

問7『大型車両が長い時間駐車している状況について、どのように感じていますか?』

- ① 仕方がない                              ② 迷惑している                              ③ どちらとも言えない

神田警察通りの街路樹のあり方・相応しい街路樹についてお伺いします。

○神田警察通りには、街路樹(イチョウ、プラタナス、ケヤキ等)の並木があり、豊かに大きく成長した街路樹は人々に潤いと安らぎを与えています。一方で、街路樹の根が原因による舗装の段差やひび割れ、強風による倒木や枝折れ、建物への干渉、落ち葉が多いなどの課題があります。

問8『神田警察通りの街路樹について、どのように考えますか?』

- ① 今のままで良い    ② 植替えを含め課題解決してほしい    ③ どちらとも言えない  
理由 ( )

○前問(問8)で②を選択された方へ

問9『神田警察通りの街路樹の樹種について、どのように考えますか?』

- ① 今と同じ樹種が良い    ② 新たな樹種に替えてほしい    ③ どちらとも言えない  
理由 ( )

○前問(問9)で②または③を選択された方へ

問10『神田警察通りの街路樹には、どのような樹木が相応しいと考えますか?』【複数回答可】

- ① 花の咲く樹木                      ② 落ち葉の少ない樹木                      ③ 紅葉(落葉)する樹木  
④ 病虫害の少ない樹木              ⑤ 樹冠の大きな樹木                      ⑥ 街路空間に適した樹木  
⑦ その他 ( )

神田警察通りの整備についてご意見ご要望がございましたら下欄にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

## 外神田一丁目南部地区のオープンハウス型説明会について（万世会館）

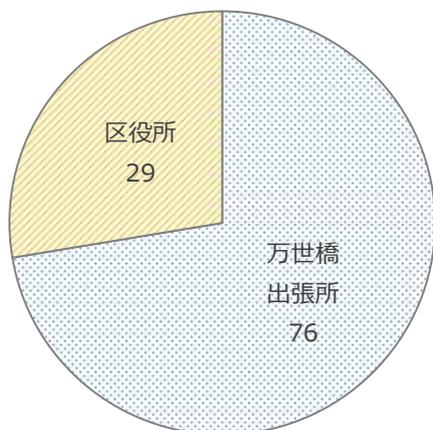
### 1 オープンハウス型説明会の開催概要

- (1) 開催日時・場所  
令和3年6月25日（金）10時～17時 万世橋出張所 8階区民会館  
6月26日（土）10時～17時 区役所 4階会議室AB
- (2) 参加人数 105名（区内在住：42名、区外在住：63名）
- (3) 職員体制 6月25日（金）8人、6月26日（土）6人

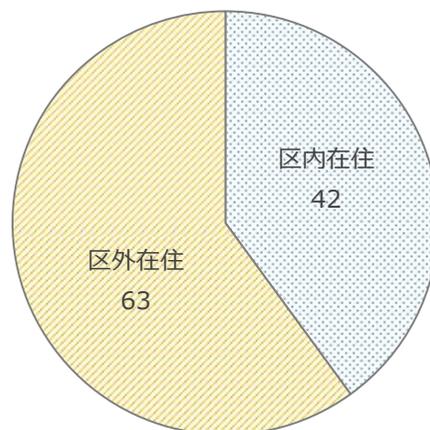
#### 【オープンハウス型説明会とは】

説明パネル等の展示とあわせ、来場した方にまちづくりの情報提供や説明をしながら、まちの課題やこれからの取組み等について意見交換を行う。区民等に直接説明ができるとともに多様な意見を受けることができる。また、参加に関して時間的制約が少ない。一方で、参加者によって得られる情報に差が生じる場合がある。

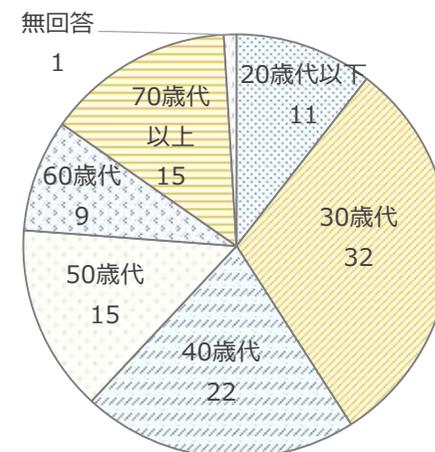
### 2 参加者属性



会場別



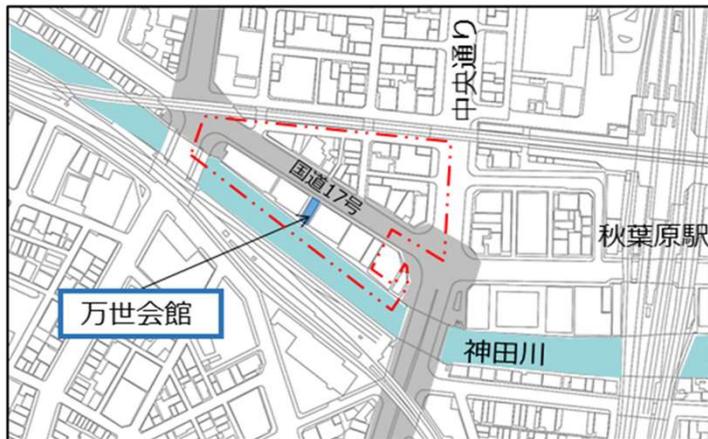
区内在住・区外在住別



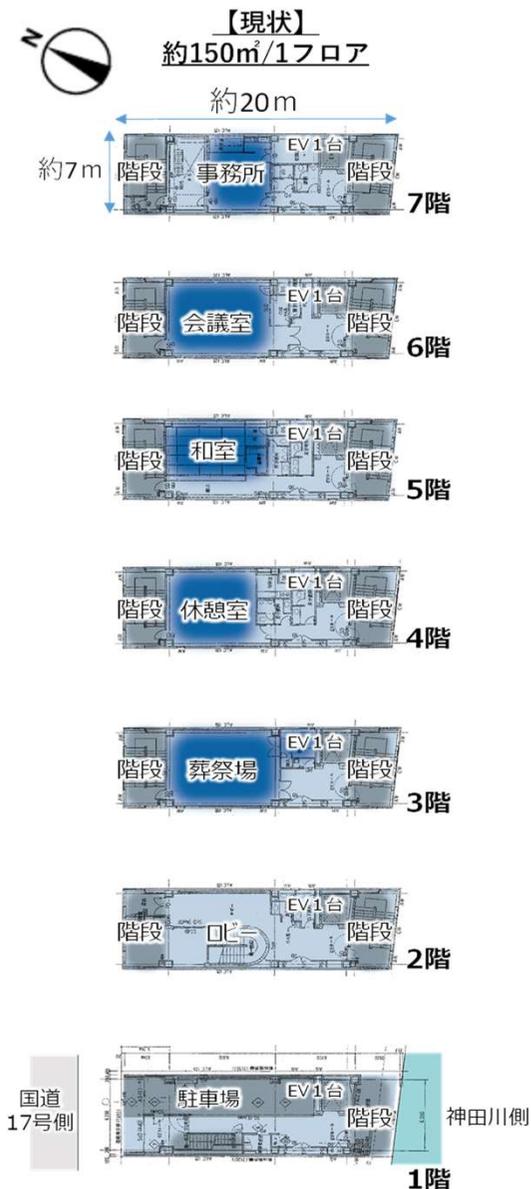
年齢別

## 万世会館 現状と課題

### 現状の施設概要



- 【設置場所】 千代田区外神田一丁目1番7号
- 【敷地面積】 165.67㎡
- 【延床面積】 1037.34㎡（地下1階、地上7階）
- 【竣工年月】 平成5年2月



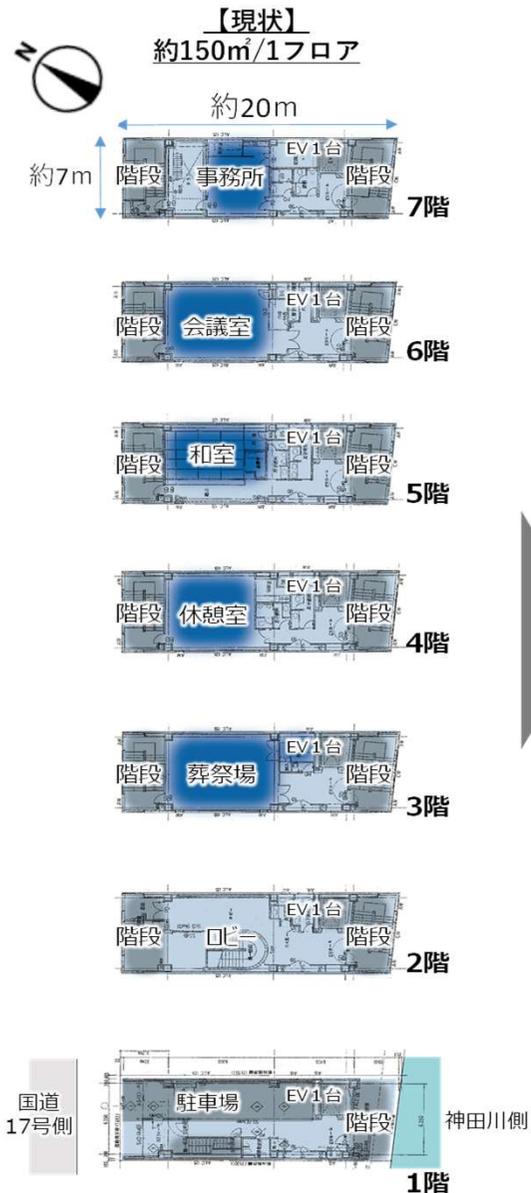
### 課題

- ・ 建物の老朽化。
- ・ 敷地面積が狭く、各フロア面積も狭いことから、式・お清めで2~3フロア、お見送りも含めると3~4フロアの利用となり、階段利用を含む移動距離が長く、葬儀社、葬家、参列者にとって不便な面がある。
- ・ フロア面積が狭く、縦の移動が多い施設であるが、エレベーターが1基のみであるため、利用者や葬儀社の同時利用などによる混雑などから、使い勝手やバリアフリーの観点から大きな課題がある。
- ・ 家族葬や大型葬儀など式場規模の多様化への対応が求められている。
- ・ 行政サービスを継続しながら機能更新ができる代替地がない。



万世会館全景

## 万世会館 計画案



- フロア面積を広げることにより、一連の儀式を1フロアで完結
- エレベーターを2基設置
- バリアフリーや乳幼児等の対応に配慮した施設・設備
- 葬儀場等は、レイアウト変更が可能な造りとする
- 駐車場、お見送りスペースの拡充



◎利用者の利便性向上

◎葬儀ニーズの多様化への対応

※計画案・レイアウトイメージは現在検討中のものです。

## 4 万世会館に関するご意見（1 / 2）

### （計画に関するご意見）

- 問題が解消されて良いと思いました。
  - 現状の狭い、使いにくいのが改良されれば良い。
  - 7F→5Fになるなら使いやすそう。
  - 使い勝手が良くなるのではないかと。建替更新と併せて進めてほしい。
  - 再開発のタイミングで利便性向上につながって欲しいです。
  - 施設としてはぜひ必要な施設。使い勝手良くする方向でお願いしたい。
  - 縦に長い建物から、新しく5Fになるなら使いやすそう。
  - 広くなり使い易そうですね。6階をよく使いましたが、狭いのとエレベータ不足で大変です。
  - 使い勝手が悪く、施設も古い万世会館がフロアの面積が大きくなりかつ新しく更新される計画はとても良いと思います。
  - 最新の設備になるので、この計画で進めるべきである。区の税金を使って単独で行うより数倍良い。千代田区の大企業で勤めていたが、売上4兆を超える企業目線で考えると、単独で税金を使うのは相応しくない。
  - 設備や施設が増えていいと思う。
  - 使い勝手が悪いというのを改善するのは地域ごと見直せるこのタイミングしかないのではと思いました。
  - 区の施設と民間施設が共有できる形が良いかと。
  - （川沿いの）建物高が低くなるのは良いと思いました。
- 
- 共同化する事に対しては絶対反対です。
  - 万世会館も再開発に入れなくて区のものとして建設を考えるべき。
  - 万世会館はもっと広く場所を取れるところにした方が良い。
  - 所有地を購入又は借用して再開発とは別に更新を考えるべき。
  - 区の施設は区有地、区の建物で。
  - 公共施設として建替え、清掃事務所と共同使用。
  - 建替える必要性を感じていない。
  - 基本構想と清掃事業、万世会館の葬儀場問題と1つ1つを見たら解決している様に見えるが問題も多い。観光目的なのか地域の活性化なのかブレている。観光整備や商業設備の横が汚い川や葬儀場なのはどう考えてもおかしいのではないかと。
  - 再開発したところで利用見込みは？それにかかる税金はいくらぐらいなのか？区民に説明し賛同を得られる内容や活用方法だとは思えない。
  - 川沿いの遊歩道を中止して葬儀場のスペースを拡張した方が使用者にとっては利便性が増すのではないかと。再開発に入れなければ取れる可能性がある。次の建替え場所の確保も再開発では図れない。
- 
- 駐車スペースが不足ではないかと。建替えるならせめてもう一台駐車スペースを設けるべきではないかと。

## 4 万世会館に関するご意見（2／2）

### （葬祭場に関するご意見）

- 代替地もっと駅から遠くでいいのでは？平成5年と今、状況が違う。
- 観光目的で再開発を進めている中で、同エリアに葬儀場等があるのは好ましくない。
- 利便性が向上するのはいいことだが、そもそも秋葉原の観光地に作る必要性は無いと思う。どうせ作るなら他へ移転してもいいのでは。
- 駅徒歩5分圏内である必要があるのか再考いただきたい。
- 平成5年と現在の状況が全く違う。正直この場所にある意味がないとは考えないのか？今の場所を売ってもっと遠いところに建て替えるべき。

### （その他のご意見）

- 万世会館については竣工後の状態も図で見られて良かったと思います。他にも多様性というからには宗教観のちがいに対応する例などほしかったです。
- 時代の移り変わりにおいて、葬儀場のニーズも変わると思います。より利用者が利用しやすい施設なればと思います。
- 現状、使いづらい建物の形状であると感じた。様々な用途に対応するためには、一定以上のフロア面積（同一階）が必要だと思う。
- 万世会館は新出張所のところを活用しても良いのでは。
- 現状の万世会館は先人達が大変ご苦労して建てたものなので心残りもある。
- 麹町にもう一つ作ってもらいたい。

【参考】オープンハウス型説明会開催状況



会場の様子（万世橋出張所）



会場の様子（万世橋出張所）



会場の様子（区役所）



会場の様子（区役所）



会場の様子（区役所）



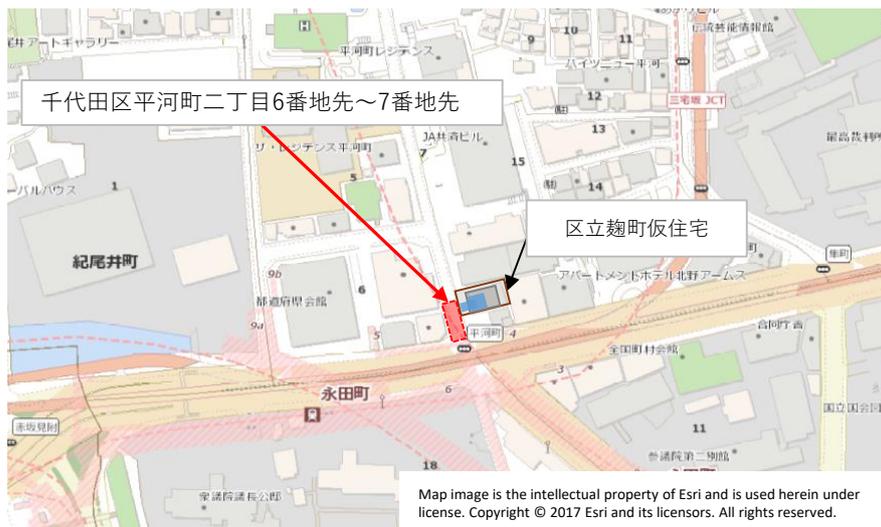
付箋による意見聴取

区立麹町仮住宅への永田町駅地下鉄連絡通路出入口整備にかかる経緯概要

時期	整備の方向性	区議会	庁内検討	地域への説明など	内 容
設計期間	平成28年度			(仮称)区立麹町仮住宅設計実施	
	平成28年10月			早期周知条例に基づく建設計画説明会	・希望する施設として高齢者施設や駐車場、地下鉄出入口等の意見あり
	平成28年11月		「(仮称)区立麹町仮住宅建設の再考を求める陳情」		・10月の早期周知説明会での参加者からの意見を踏まえ、地域課題や住宅のあり方も含めた意見聴取を再度行うことについての陳情
	平成29年3月		本会議で附帯決議		・「(仮称)区立麹町仮住宅の整備及び四番町複合施設は、基本構想を地域・区議会との確認の上で十分に説明し、基本計画に着手すること」を付帯決議
補契 審正 議案 準備	平成29年8月			「永田町駅4番出口 安全及びバリアフリーに関する要望」	・平河町二丁目町会から区長宛に、通勤時間帯の4番出口混雑による危険性が懸念されるためにバリアフリー出入口の新設等の要望
	平成29年9月～11月			東京メトロと打合せ	・4番出口の混雑状況は課題であり、階段等の連続的な出入口整備を行うことに条件に、バリアフリー整備は可能との見解を確認
	平成29年11月			第1回旧千代田保健所麹町庁舎跡地利用検討協議会	・地域要望の把握を目的に設置 ・地下鉄連絡通路出入口整備の要望を踏まえ、区が継続して検討することを報告
手 続 工 事 契 約 事 続 き	平成29年11月～12月			東京メトロと打合せ	・永田町駅4番出口のバリアフリー化の受け口として、(仮称)区立麹町仮住宅内に先行的に地下鉄連絡通路出入口を整備する必要性について確認 ・費用負担等について、継続的に協議することを確認
	平成29年12月		本会議で契約議決		・(仮称)区立麹町仮住宅新築工事等請負契約の議案審査 ・地下鉄連絡通路・出入口整備の場合経費増額と工期延長の可能性ある旨を答弁
確 出 認 整 入 報 備 り 告 口	平成30年1月		都市基盤整備特別委員会	(仮称)四番町公共施設整備検討会議	第2回旧千代田保健所麹町庁舎跡地利用検討協議会 ・(仮称)区立麹町仮住宅内に、永田町駅4番出口のバリアフリー化に向けた地下鉄連絡通路出入口を設置する方向で進めることを確認・報告
契 約 変 更 議 案 作 成 ・ 審 議	平成30年2月～平成30年8月	整備手法や費用負担等について、引き続き打合せ		東京メトロと打合せ	・整備手法・費用負担等について調整
	平成30年3月		工事計画の変更に向けた検討・及び工期・工事費の検討	建築JVへ指示書提出	・「旧千代田保健所跡地利用検討協議会」や「中高層説明会」「都市基盤整備特別委員会」への報告を踏まえ、工事標準仕様書の定めにより変更内容に関連する事項について建築JVに指示書を提出
	平成30年10月		工期・契約額を検討	都市基盤整備特別委員会	・地下鉄連絡通路出入口整備に伴う工期延長の経緯経過及び東京メトロとの打合せ概要を説明
	平成30年11月～12月				四番町アパート・住宅入居者説明会／第3回旧千代田保健所麹町庁舎跡地利用検討協議会 ・(仮称)区立麹町仮住宅の工期延長などについて説明
	平成30年12月～平成31年3月		変更契約手続	都市基盤整備特別委員会 企画総務委員会 予算特別委員会	・地下鉄連絡通路出入口に係る工事内容・工期延長・増額について報告 ・文化財調査試掘の結果報告
	平成31年3月			本会議で契約変更議決	・(仮称)区立麹町仮住宅新築工事等に係る契約変更議案を可決
契 約 変 更 後 の 整 備	平成31年1月～令和2年2月		変更契約に基づく工事の実施	東京メトロと打合せ	・整備手法・費用負担等についての協議を継続
	令和元年8月26日			企画総務委員会	・(仮称)麹町仮住宅の工事進捗状況
	令和元年10月16日			決算特別委員会	・(仮称)麹町仮住宅整備にかかる経緯概要について
	令和2年3月6日			予算特別委員会	・東京メトロとの打合せ概要について
	令和2年4月～令和3年2月			東京メトロと打合せ	・新型コロナウイルスの影響による費用負担等についての協議 ・文書取り交わしに向けた調整
	令和2年4月27日～令和2年5月25日		工事停止・契約変更・3密対策		・緊急事態宣言及び緊急事態措置を受け、工事一時停止 ・工事完了時期を令和2年8月31日から令和2年11月30日へ3か月延長
	令和2年9月1日			本会議	・工期見直しによる契約変更の専決処分についての報告
	令和2年11月30日		竣工引渡し		・麹町仮住宅竣工引渡し
地 下 通 路 協 議 に 関 す る	令和2年12月25日			企画総務委員会	・永田町駅出口接続にかかるメトロとの打合せ概要と今後の進め方について
	令和3年3月29日				地下鉄連絡通路出入口に関する文書取交し ・区から東京メトロへ「永田町駅利用環境改善への取組に関する確認事項及び今後の協議事項の確認について(依頼)」 ・東京メトロから区へ「永田町駅利用環境改善への取組に関する確認事項及び今後の協議事項の確認について(回答)」
	令和3年4月～			東京メトロと打合せ	・進捗状況の確認 ・国道事務所との協議における確認事項について
	令和3年5月17日			企画総務委員会	・地下通路整備に関する文書の取交しについて
令和3年7月～				国道事務所と打合せ	・国道の占用に関する課題の整理

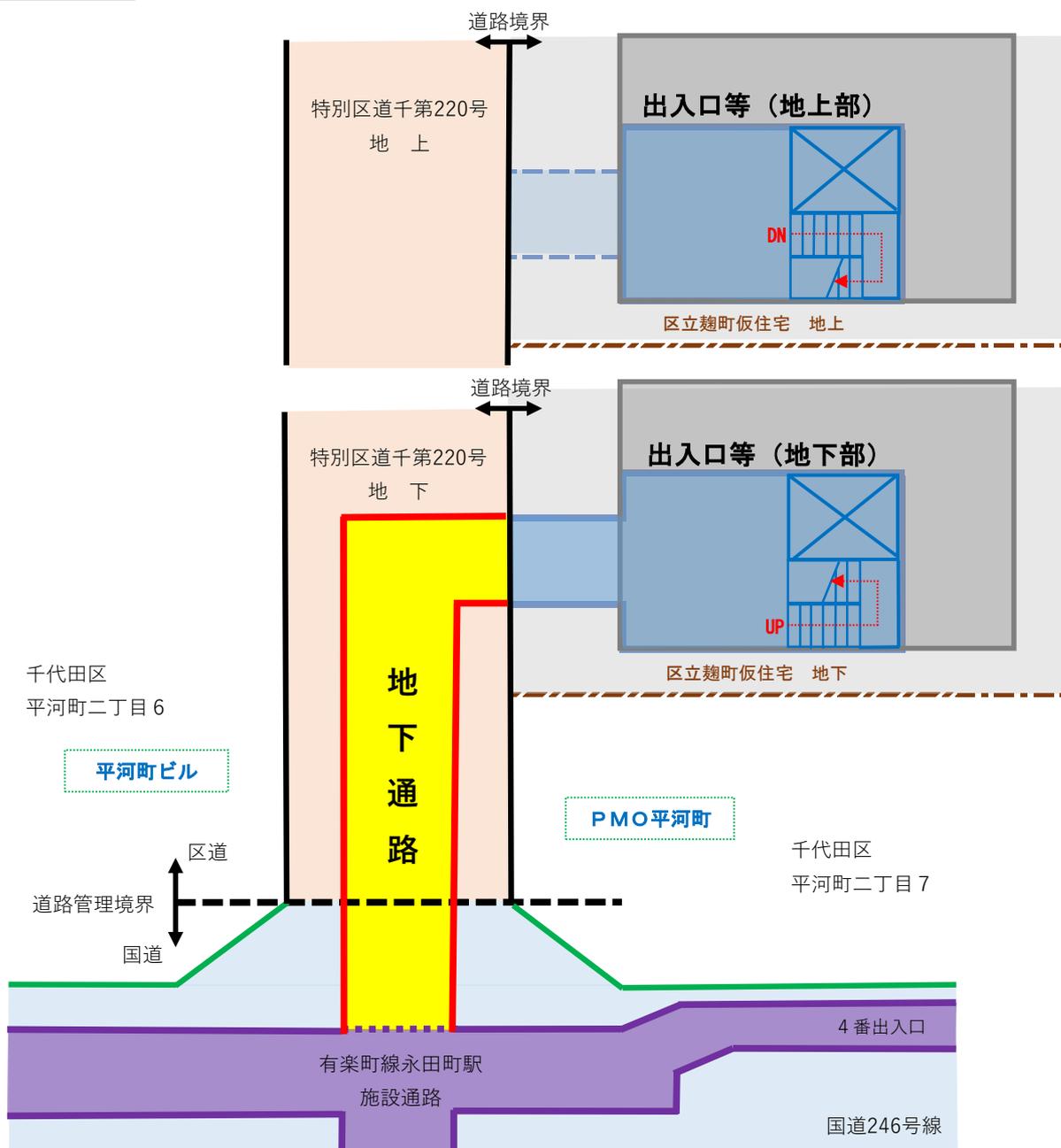
# 位置及び協議対象範囲図

位置図



協議対象範囲図

※ この図面中「出入口等（地上部）（地下部）」及び「地下通路」を併せて「地下鉄連絡出入口」という。



神田警察通り工事状況撮影一覧（令和4年4月25日～令和4年6月30日分）

撮影日時	撮影者	撮影機材	備考
4月25日（月）20：00～4月26日（火）明け方	地域まちづくり課職員	スマートフォン	データなし
	受注者	ウェアラブルカメラ	データなし
4月27日（水）0：30～4月27日（水）明け方	道路公園課職員	ビデオカメラ	
	受注者	ウェアラブルカメラ	データなし
6月29日（水）20：00～6月30日（木）未明	道路公園課職員	※ウェアラブルカメラ	データなし ※受注者から貸与
	受注者	ウェアラブルカメラ	データなし
6月30日（木）20：00～7月1日（金）未明	道路公園課職員	※ウェアラブルカメラ	データなし ※受注者から貸与
	道路公園課職員	ビデオカメラ、デジタルカメラ	
	受注者	ウェアラブルカメラ	データなし